

# 補正予算成立を受けた重点支援地方交付金説明会

日時：12/22（月）14時～  
12/23（火）・12/24（水）15時～

1 挨拶

2 説明

3 質疑応答

## 【資料】

- 「令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の農林水産・食品分野の活用について」（12月18日付け農林水産省関係課長連名通知）
  - （参考1）重点支援地方交付金の活用事例
  - （参考2）令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（令和7年12月16日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- 農林水産省開催説明会（令和7年12月3日～5日）における質問と回答

7政第193号

7地第194号

7農産第3884号

7農振第2181号

令和7年12月18日

北海道農政事務所企画調整室長 殿

大臣官房政策課長

大臣官房地方課長

農産局穀物課長

農村振興局農村政策部農村計画課長

## 令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の 農林水産・食品分野の活用について

「「重点支援地方交付金」の農林水産・食品分野における活用について」（令和7年11月21日付け7政第177号、7地第177号、7農産第3504号及び7農振第1998号関係課長連名通知）を発出し、重点支援地方交付金の活用に向けた検討を進めていただけるよう参考情報を周知させていただきましたが、令和7年12月16日、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。

重点支援地方交付金については、これまでと同様、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、電気・飼料・肥料・燃料など農林水産・食品分野における生産資材等の高騰分への支援や物価高騰により需要が低迷する牛肉など農畜産物の消費拡大支援等のために活用いただくことが可能となっており、加えて、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算し、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。市区町村におかれでは、こうした制度趣旨を踏まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援及び可能な限り年内の予算化に向けた検討を行っていただけるよう、地方公共団体への周知をお願いいたします。

なお、重点支援地方交付金については、令和7年度補正予算の成立を踏まえ、内閣府地方創生推進室において、詳細について事務連絡を各都道府県及び各市町村に発出しておりますので、その事務連絡を添付いたします。

今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく

予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。また、地方公共団体において事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いいたします。これらのことについても、地方公共団体へ周知をお願いいたします。

(参考1) 重点支援地方交付金の活用事例

(参考2) 令和7年度補正予算の成立を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について（令和7年12月16日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）

**【問合せ先】**

農村振興局 農村政策部 農村計画課

農村活性化推進室 有馬、刀井

TEL : 03-6744-2141 (直通)

E-mail : nobuaki\_arima950@maff.go.jp

nonoha\_natai540@maff.go.jp

# 重点支援地方交付金の活用事例

## (食料品価格高騰への支援)

(参考1)

### 食料品を含む消費下支えのための支援 (プレミアム付商品券：申請受付型)

#### ○くにみプレミアム商品券【24百万円】(福島県国見町)

エネルギー価格高騰、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して消費の支援を図るため、町内店舗で使用できる「くにみプレミアム商品券」を販売（プレミアム率50%）

#### ▶ 支援対象

全町民（令和7年1月30日現在に住民登録されている方）  
※子育て応援支援として、18歳以下の児童生徒がいる世帯には、  
購入引換券を1冊追加で交付

#### ▶ 支援単価・上限

1冊7,500円分の商品券を5,000円で販売（紙券）

### 食料品を含む消費下支えのための支援 (地域商品券：プッシュ型)

#### ○価格高騰支援商品券発行事業／価格高騰支援今金産お米引換券発行事業【38百万円】(北海道今金町)

物価高騰の影響を受けた全町民に対して、地域商品券及びお米引換券を発行送付し、家計応援と地域経済の還流を促進し、消費喚起を図るとともに、町内事業者の事業継続・安定を下支え。

#### ▶ 支援対象

町民全員

#### ▶ 支援単価・上限

地域商品券5000円/人（紙商品券）、  
お米引換券2kg精米とレトルトご飯3パック／人（紙券）

#### ○子育て世帯支援事業【1.7百万円】(岐阜県養老町)

物価高騰の影響を受けている3歳未満児をもつ保護者の負担軽減のため、当該自治体内で使用できる地域商品券を配布。

#### ▶ 支援対象

子育て世帯（3歳未満児のいる世帯）

#### ▶ 支援単価・上限

地域商品券5000円/人（3歳未満児）（紙商品券）

#### ○物価高騰対応臨時高齢者生活応援事業 【26百万円】(高知県土佐町)

物価高騰の中、低所得世帯である高齢者に対し、商品券を配布。

#### ▶ 支援対象

土佐町在住の65歳以上の高齢者

#### ▶ 支援単価・上限

地域商品券20,000円/人（紙商品券）

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。  
本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

# 重点支援地方交付金の活用事例

## (食料品価格高騰への支援)

### 食料品を含む消費下支えのための支援 (電子クーポン：プッシュ型)

#### ○電子マネー応援クーポン事業【80百万円】(佐賀県みやき町)

物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援と消費喚起による町内事業者への支援のため、全町民に電子クーポン（ポイント）を配布。

➤ 支援対象  
町民全員

➤ 支援単価・上限  
地域商品券3,500円/人（電子クーポン）

#### ○物価高騰緊急支援子育て世帯生活応援電子クーポン事業

#### 【60百万円】(福岡県岡垣町)

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、町内で使用できる電子クーポンを給付。

➤ 支援対象  
町内在住の18歳以下の全ての子ども  
➤ 支援単価・上限  
地域商品券10,000円/人(電子クーポン)

### 食料品を含む消費下支えのための支援 (ポイント還元)

#### ○キャッシュレス消費喚起対策事業

#### 【208百万円】(大阪府泉佐野市)

物価高騰などの影響を受けている市民等の消費を喚起し、市域経済を活性化させるとともに、市内店舗を支援するため、地域ポイント「さのぽ」を使ったポイント還元キャンペーンを実施。

➤ 支援対象  
対象期間中にさのぽ加盟店で買い物をしたさのぽ会員  
➤ 支援単価・上限  
買い物金額の最大30%還元（上限10千円）

# 重点支援地方交付金の活用事例

## (食料品価格高騰への支援)

### 主食用米への支援（おこめ券） (プッシュ型)

#### ○物価高騰対策生活応援おこめ券交付事業 (自治体独自のおこめ券)

【2百万円】(北海道留寿都村)

物価高騰対策として、食料品の中でも特に価格が高騰しているお米の購入に対する支援を行うため、村内で利用できる村独自で発行する「おこめ券」を交付。

#### ➤ 支援対象

①令和7年9月15日において75歳以上の方（185人）

②平成19年4月2日から令和7年7月15日までに生まれた子どもの保護者の方（子ども253人）

※令和7年7月15日時点で留寿都村に住民登録されている方に限る。

#### ➤ 支援額

①一人につき4千円（千円×4枚）

②子ども一人につき4千円（千円×4枚）

※おこめ券は取扱店舗でお米（パックご飯含む）を購入する際に使用可能。

#### ➤ 引換方法

自治体から対象の世帯全てに郵送。  
(プッシュ型)

### 主食用米への支援（お米クーポン） (申請受付型)

#### (1)子どもに対する食費支援事業【10,061百万円】(大阪府)

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたち（18歳以下）に、米またはその他食料品を給付。給付には申請が必要。

#### (2)大阪府大学生等若者への食費支援事業【2,699百万円】(大阪府)

物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯に準じて強く影響を受ける若者を支援するために、大学生年齢（19歳～22歳）の若者に米またはその他食料品を給付。給付には申請が必要。

#### ➤ 支援対象

(1)大阪府に居所を有する18歳以下の子ども（準じる方も含む）又は妊娠している方（約134.9万人）

(2)大阪府に居所を有するまたはこれに準じる平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方（約36.7万人）

#### ➤ 支援額

(1)、(2)とも、一人当たり税込7,000円相当（送料を含む）（お米クーポンまたはその他食料品セット7,000円分）

#### ➤ 引渡方法

特設サイト内の申請を受け、region PAYアプリにて電子クーポンを送付（申請受付型）

※region PAYは大阪府委託事業者が運営しているとともに、使用可能店舗は委託事業者と契約している登録店舗に限られることに留意。

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

# 重点支援地方交付金の活用事例

## (電気料金等の支援①)

### 卸売市場への支援

#### ○卸売市場開設者への支援【23百万円】(鳥取県)

地方卸売市場に対し、光熱水費の高騰に伴う市場運営費の負担軽減のため、光熱費等の高騰額を支援。

➤ 支援対象

県営境港水産物地方卸売市場

➤ 支援単価

総務省通知による繰出基準内で積算

#### ○卸売市場開設者への支援【10百万円】(宮城県)

近年の電気料金の高騰により、経営に影響が出ている農業協同組合等や地方卸売市場に対して、令和3年度から令和6年度の電気料金の価格上昇分を支援。

➤ 支援対象

農業協同組合等、地方卸売市場（青果、花き）

➤ 支援上限

価格上昇分の1/2以内

### 施設園芸への支援

#### ○園芸設備電気料金緊急補填事業【49百万円】(宮城県)

園芸生産用の電気設備を使用する生産者に与える影響を軽減するため、令和3年度と比較して増加した電気料金の一部を支援。

➤ 支援対象

農業法人等

➤ 補助率

1/2以内

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

### 農業水利施設への支援

#### ○農業水利施設管理緊急対策事業【180百万円】(宮城県)

昨今の電気料金や燃料費の高騰により、運営に深刻な影響を受けている土地改良区に対し、土地改良区が管理する用排水機場などの電気料金や燃料費について補助。

➤ 支援対象

県内土地改良区

➤ 支援額

高騰額 × 1/2

### カントリーエレベーターへの支援

#### ○農業共同利用施設への支援【10百万円】(秋田県)

電気料金、灯油価格の高騰の影響を受けている事業者（農業協同組合等）に対し、農業共同利用施設（カントリーエレベーター等）に係る電気料金及び灯油代の高騰相当分を支援。

➤ 支援対象

農業協同組合等

➤ 補助率

電気料金及び灯油代金の増嵩分 10/10

### 畜産関係施設への支援

#### ○食肉流通安定化物価高騰対策事業費【10百万円】(栃木県)

電気料金、燃料価格の高騰の影響を受けている食肉センターに対し、電気料金および燃料費の高騰に対する支援。

➤ 支援対象

とちぎ食肉センター

➤ 補助率

1/2

# 重点支援地方交付金の活用事例

## (電気料金等の支援②)

### 林業・木材産業・特用林産事業者への支援

#### ○林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業 【80百万円】(島根県)

エネルギー価格・資材の高騰等に直面する林業事業者を支援するため、事業者の省エネ機器、施設等の導入を支援。

➤ 支援対象

林業事業体、林業公社、苗木生産者、木材流通加工業者

➤ 支援単価、上限

1/2、上限15,000千円

#### ○きのこ設備等省エネルギー対策支援事業

#### 【138百万円】(新潟県)

電気料金や燃油価格等の急激な高騰がきのこ生産へ与える負担を軽減し、電気料等高騰の影響を受けにくい経営基盤の整備を図るために、電気等の使用量を低減させる機械・設備の整備を支援。

➤ 支援対象

農林業者が組織する団体、農業協同組合、リース会社等

➤ 支援単価

1/2

#### ○林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金

#### 【11百万円】(愛知県)

原油価格の高騰により経営が圧迫されている林業者等を支援。

➤ 支援対象

林業者のうち認定事業主、原木市場、乾燥施設を有する木材加工業者、きのこ生産者

➤ 支援単価

(各月の燃油平均価格－基準価格) × 1/2以内

### 漁船の燃料消費量削減に係る取組への支援

#### ○漁船燃油価格高騰緊急支援事業【80百万円】(福島県)

燃油価格高騰の影響を受けている漁業者の負担を軽減すべく、漁業者が行う燃料消費量削減を図る取組（船底付着物の洗浄・船底の塗装等）を支援。

➤ 支援対象

県内の漁業協同組合連合会及び漁業協同組合等

➤ 補助率

2/3以内

# 重点支援地方交付金の活用事例 (経営への支援)

## 農業経営への支援

### ○農業経営近代化資金を対象とした利子補給等 【53百万円】(三重県)

飼料や燃料、資材価格の高騰により影響を受ける農業者の経営安定化を支援するとともに、経営環境の変化に対して、省エネや省力化、高収益化等の反転攻勢の取組を促進するため、長期・低利な農業経営近代化資金の融資枠を拡大し、以下の支援を実施するための基金造成を実施。

#### ①融資機関を対象とした利子補給

- 支援対象  
融資機関
- 融資枠  
融資枠：10億円

#### ②農業信用基金協会を対象とした保証料助成

- 支援対象  
農業信用基金協会
- 保証枠  
保証枠：10億円

## 畜産経営への支援

### ○畜産経営の生産性向上緊急支援事業【238百万円】(滋賀県)

生産性向上やコスト削減の取組（省エネ機器や作業の効率化に必要な機器・資材の導入、国産飼料の生産・利用拡大に必要な資材）等を支援。

#### ➢ 支援対象

県内の畜産農家  
(乳用牛、肉用牛、豚、鶏)

#### ➢ 補助率：1/2

➢ 上限：経営体あたり200万円以内

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

# 重点支援地方交付金の活用事例 (農林水産物の消費拡大への支援)

## 畜産物への支援

### <食肉の消費拡大に係る取組支援>

#### ○近江牛学校給食等提供事業【165百万円】(滋賀県)

学校給食等への近江牛の提供。

➤ 支援対象：県内事業者

➤ 支援単価：約14万人分

#### ○県産牛肉需要拡大加速化事業【48百万円の内数】(宮崎県)

牛肉消費券（1千円相当）を配布。

➤ 支援対象：県内事業者

➤ 支援単価：1,000円×18,000人

### <牛乳の消費拡大に係る取組支援>

#### ○県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業【10百万円の内数】(熊本県)

イベントや高校自販機設置支援。

➤ 支援対象：関係団体等

➤ 支援単価：定額

#### ○地場産牛乳消費拡大事業【7百万円】(北海道豊富町)

若者や高齢者への牛乳券配布。

➤ 支援対象：18歳以下及び65歳以上の町民

➤ 支援単価：50枚/人×75円/本

## 水産物への支援

#### ○学校給食での「県産水産物」提供【10百万円】(大分県)

全国豊かな海づくり大会を契機とした県産水産物の消費拡大を図るため、県民の水産物の関心の高まりを次世代へ継承する取組を支援する。

➤ 支援対象

学校給食会、市町村等

➤ 補助率

1/2

## 園芸農産物等への支援

#### ○エシカル農畜産物等消費促進事業【5百万円】(山梨県)

農業者の販促活動を支援し、所得向上を図るために、県産農産物の高付加価値化を目指した販売フェア等を実施（販売フェアは、県が民間への委託で実施）。

➤ 支援対象

県内農業者等

#### ○選ばれる園芸産地緊急支援事業【60百万円】(熊本県)

販売力を強化しつつ消費地から選ばれる園芸産地の構築を図るために、園芸産地の生産者団体等が実施する販促活動に要する経費を助成。

➤ 支援対象

農業者の組織する団体等

➤ 補助率、上限

補助対象経費の1/2以内、3万円/人×事業主体の構成員数（ただし、1事業主体あたり450万円まで）

## 鳥獣被害対策とジビエ利用への支援

#### ○捕獲獣流通円滑化促進事業【21百万円】(愛媛県)

(1)有害獣緊急捕獲促進事業

捕獲資材であるくくり罠を増設し組織的な野生獣の捕獲強化を進めため、くくり罠の購入に要する経費を定額補助。

➤ 支援対象：捕獲隊、有害捕獲を行う者等で構成されている組織

➤ 補助率：定額（くくり罠1基7千円を上限（1人6基まで））

(2)えひめ産ジビエ消費拡大支援事業

県内で春から秋へと継続したジビエの取引と消費を盛り上げるとともに、県外で新たにえひめ産ジビエの消費機会の創出を図るために、県内外で飲食店等による秋のジビエフェアを開催。

➤ 委託先：民間事業者

➤ 補助率：定額

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

# 重点支援地方交付金の活用事例 (肥料など農業資材への支援)

## 国内資源由来肥料の利用への支援

### ○畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業【53百万円】(茨城県)

化学肥料価格の高止まりに伴う農家の負担軽減を目的に、畜産農家の良質堆肥生産のための施設整備や耕種農家の堆肥散布機及びペレット肥料購入費を支援。

#### ➢ 支援対象

県内の畜産農家、県内の耕種農家

#### ➢ 支援単価、補助率

畜産農家の施設整備	1/2以内
耕種農家の機械整備	1/2以内
ペレット購入費	20,000円/t

### ○肥料価格高騰対策事業【5百万円】(鳥取県)

肥料価格高騰に伴う耕種農家の負担軽減を図るため、地域資源を活用した堆肥等の散布に係る負担増分（堆肥運搬・散布費用）を補助。

#### ➢ 支援対象

県内の耕種農家

#### ➢ 支援単価、補助率

1/3以内、上限2,000円/10a

## 化学肥料低減への支援

### ○肥料価格高騰長期化対策応援事業【160百万円】(山口県)

肥料価格高騰に伴う農家の負担軽減を図るため、化学肥料低減に取り組む県内の農業者に対し肥料価格高騰分の一部を助成。

#### ➢ 支援対象

化学肥料低減に取り組む県内の農業者

#### ➢ 支援単価、補助率

水稻・大豆等	850円/10a
野菜・果樹等	1,700円/10a
施設花き	425円/a

### ○化学肥料低減機械等導入支援事業【100百万円】(秋田県)

肥料の価格高騰に対応するとともに、化学肥料低減体系への転換を促進するため、肥料低減や有機農業の取組拡大につながる機械の導入に対し支援。

#### ➢ 支援対象

化学肥料低減や有機農業拡大に取り組む県内の認定農業者、認定新規就農者

#### ➢ 支援単価、補助率

機械導入費の1/2以内

## 燃料への支援

### ○茶・施設園芸燃油高騰対策緊急支援事業【119百万円】(鹿児島県)

燃料高騰による茶工場及び施設園芸農家の経営への影響緩和を図るため、国のセーフティネット構築事業への加入時に負担する経費の一部を支援。

#### ➢ 支援対象

国のセーフティネット構築事業に加入する茶工場、施設園芸農家

#### ➢ 補助率、上限

補助率：定額、上限：A重油3円/L、ガス3円/kg

### ○農業経営支援対策事業【1.0百万円】(北海道音威子府村)

燃料高騰により農業経営に影響を受ける農業者に対し、経営支援金を給付することで農業経営の安定化を図る。

#### ➢ 支援対象

村内農業者及び法人

#### ➢ 支援単価、補助率

灯油：灯油高騰分18円/Lの1/2

免税軽油：軽油高騰分12円/Lの1/2

## 出荷資材への支援

### ○園芸作物流通経費緊急支援事業【56百万円】(宮城県)

高騰した園芸用出荷資材費の一部を助成。

#### ➢ 支援対象

県内農業生産者等

#### ➢ 支援単価、補助率、上限

令和3年度から増加した出荷資材費（農業物価指数を用いて算定）  
×1/2以内

※農業者等1戸当たり補助額が2万円未満は補助対象外。

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

# 重点支援地方交付金の活用事例

## 国産飼料・配合飼料への支援

### ○耕畜連携体制緊急整備事業【59百万円】（熊本県）

耕畜連携等を推進する飼料生産・堆肥利用に必要な機械導入等を支援。

- 支援対象：畜産農家等
- 支援単価、補助率、上限：1/2以内等

### ○配合飼料緊急支援事業【1,620百万円】（北海道）

配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部を助成。

- 支援対象：畜産農家
- 支援単価：800円/t

### ○畜産飼料流通効率化緊急支援事業【18百万円】（宮崎県）

飼料流通の効率化や作業の安全性確保に資する機器（飼料タンクの蓋開閉装置等）の導入を支援。

- 支援対象：JA、営農集団等
- 支援単価：100千円等
- 補助率：1/2

## 酒米への支援

### <酒米購入費への支援>

#### ○酒米生産支援事業【93百万円】（福岡県）

主食用米の価格高騰により、酒米からの作付転換の動きがある中、県内の酒米生産を維持するため、価格転嫁の即応が困難な酒蔵に対し、主食用米と同等の価格での酒米仕入に必要な費用を助成。

##### ➢ 支援対象

福岡県酒造協同組合

##### ➢ 支援単価

酒米購入に応じて助成：48円/kg

#### ○県産日本酒生産基盤強化事業【40百万円】（山形県）

県産米を使用した高品質な県産日本酒の生産基盤強化を図るため、酒蔵が酒米を仕入れるために必要な費用を助成。

##### ➢ 支援対象

県内酒蔵

##### ➢ 補助率

県産酒造好適米の価格上昇分の1/2を購入量に応じて助成。

### <円滑な価格転嫁のための付加価値向上に係る取組支援>

#### ○「京の酒」付加価値向上支援事業【20百万円】（京都府）

主食用米価格の急騰により生じる酒米出荷量の減少を食い止めるため、府内産酒米を使用した自社製品の付加価値向上を実現するための取組を支援。

##### ➢ 支援対象

酒造メーカー

##### ➢ 補助率、上限額

1/2以内、500千円

上記の例に関わらず、地域の実情に応じて、幅広く農林水産業への支援が可能な制度となっています。

本資料を参照するにあたっては、各自治体の公式サイトなどをご覧になり、事例掲載の自治体様への直接のお問合せは可能な限りお控えください

事務連絡  
令和7年12月16日

各都道府県

財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和7年度補正予算の成立を踏まえた  
「重点支援地方交付金」の取扱い等について

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）については、「重点支援地方交付金」の拡充について（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（以下「経済対策」という。）（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、本日、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）2兆円（うち食料品の物価高騰に対する特別加算：0.4兆円）が計上された令和7年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を改正し、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めるとともに、地方公共団体職員向けのQ&Aを作成しましたので、お知らせします。

つきましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、可能な限り年内での予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いします。

各都道府県におかれましては、府内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

#### 1. 重点支援地方交付金の取扱いについて

これまで、重点支援地方交付金については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市区町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いします。

## 2. 重点支援地方交付金の対象について

### (1) 交付対象事業

#### ○基本的考え方

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。）。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

#### ○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和7年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業

#### ○推奨事業メニュー

以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。

#### 【生活者支援】

##### ①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

##### ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

##### ③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

##### ④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナボイント等を発行して消費を下支えする取組や LPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

#### **⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援**

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

#### **【事業者支援】**

##### **⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備**

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

##### **⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援**

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

##### **⑧農林水産業における物価高騰対策支援**

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

##### **⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援**

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

##### **⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援**

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。

※②・③等については、N P O法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）の整備への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における閻バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農

林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

○ 「①食料品の物価高騰に対する特別加算」について

今般の補正予算において計上された食料品の物価高騰に対する特別加算（0.4兆円）については、推奨事業メニューの中で、市区町村に対応いただきたい必須項目として、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援を実施していただくこととしております。

この活用に当たっては、支援対象者や支給方法、支給額などの具体的な事業内容については、各市区町村にご判断にいただくこととしております。また、事業内容として、生活者への食料品の支援が含まれる場合は、広く消費下支えの取組に活用いただくなど、柔軟に活用いただくこととしております。

詳細については別添2をご参照ください。

(2) 対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、以下のとおりです。

**【対象外経費】**

① 職員の人工費

地方公共団体の職員の人工費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用

（物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる）

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

**【対象となる基金の要件】**

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当

すると認められるもの

- ③ 令和7年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和12年度末※まで、  
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和9年度末※までに廃止するもので  
あること
- ※ 令和7年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと  
(「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。)

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

### 3. 交付限度額について

令和7年度補正予算で措置された2兆円を配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙1(14)の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分  $\alpha = 1.000672519$   
 $\gamma = 1.003590165$
- ・市町村分  $\alpha = 1.001310508$   
 $\delta = 0.997903435$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

### 4. 重点支援地方交付金の活用に当たっての留意点について

重点支援地方交付金の活用に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施を図っていただくとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たしていただくようお願いします。

#### (各府省庁からの情報提供について)

「「重点支援地方交付金」の拡充について」（令和7年11月21日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、各府省庁において、物価高対策として特に必要かつ効果的であつて広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が速やかに提供されておりますので、推奨事業メニューを活用した支援の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にしていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

#### (商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(令和4年11月4日付け事務連絡)のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

#### (迅速かつ効率的・効果的な事業の実施について)

事業の実施に当たっては、迅速かつ効率的・効果的な実施の観点から、生活者からの申請を待たずに給付を行うプッシュ型での支援を含め、速やかな支援や事務コストの削減の実施が図られるよう工夫してください。

#### (重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添3を参照いただき、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

#### (会計検査院からの指摘について)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご留意ください。

##### ①特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することができます。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙1の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係るURL及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

##### ②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付

対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

## 5. 地方公共団体における予算化の検討状況のフォローアップへの御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、予算化の検討状況、予算計上時期、事業開始予定期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いします。

## 6. 実施計画の作成と提出について

### (1) 実施計画の提出期限

今般措置された重点支援地方交付金の「推奨事業メニュー」に関する令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画については、令和7年度の提出（令和8年1月23日締切）においてご提出ください（別紙2）。また、実施計画の提出期限後に内閣府地方創生推進室において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。

なお、令和7年度実施計画には、国の令和7年度補正予算のほかに国の令和6年度補正予算及び令和7年度予備費に係る事業がある地方公共団体においては、当該事業を記載してご提出ください。

（令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画について）

令和7年度の提出期限：**令和8年1月23日（金）12:00【厳守】（全団体）**

### (2) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、従来と同様に、各都道府県を通じ、内閣府地方創生推進室まで、メールにて提出していただく予定です。具体的な提出方法については追って連絡します。

### (3) 提出資料

提出資料は、従来と同様に、令和7年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式及び記入要領は、追って連絡します。

### (4) 令和7年度実施計画の変更について

提出了令和7年度実施計画に掲げる交付対象事業の追加・変更は、内閣府が実施計画の提出を受け付けている時期にのみ可能です。重点支援地方交付金の趣旨も踏まえ、

早期の執行に努めるとともに円滑な事業の遂行の観点から実施予定又は実施している事業は、実施計画に掲載し、交付決定を受けるようお願いします。

#### (5) 令和7年度実施計画の公表について

重点支援地方交付金を活用して実施する事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表してください。

### 7. 実施状況の公表及び効果の検証について

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果については、これまで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和2年5月1日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和5年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和4年11月29日）においても、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和5年8月7日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事業完了の翌年度末までに公表してください。

また、事業完了の翌々年度の4月には、実施状況及びその効果の公表の完了を内閣総理大臣あてにご報告いただくこととしております。報告の様式については後日改めて連絡します。なお、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

実施計画の提出に当たっては、過年度の事業の実施状況及びその効果の検証結果を踏まえ、さらに効果が高まるようにご留意の上、事業内容を記載ください。

さらに、令和7年度中に完了した事業等を対象として、アンケート調査等へのご協力をお願いすることができますので、あらかじめお知らせします。

**<関係資料一覧>**

- 別添1 重点支援地方交付金の追加
- 別添2 食料品の物価高騰に対する特別加算について
- 別添3 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例
- 別添4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別添5 令和7年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 地方公共団体職員向けQ & A（第1版）
- 別紙1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙2 令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール

以上

**【問合せ先】**

(制度の内容・予算執行に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

## 重点支援地方交付金の追加

令和7年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 追加額：2.0兆円
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
①食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧農林水産業における物価高騰対策支援
④消費下支え等を通じた生活者支援	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定（都道府県、市町村）

## 重点支援地方交付金・推奨事業メニュー <追加額 2.0兆円>

令和7年度補正予算

### ○ 推奨事業メニュー2.0兆円(うち食料品の物価高騰に対する特別加算:0.4兆円)

#### 生活者支援

##### ① 食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

##### ② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

##### ③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

##### ④ 消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

##### ⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

#### 事業者支援

##### ⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

##### ⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

##### ⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

##### ⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

##### ⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能。

# 重点支援地方交付金の拡充

- 地方自治体において、地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、**重点支援地方交付金を拡充**
  - ① **食料品の物価高騰に対する特別加算**（いわゆるお米券等）を措置
  - ② **賃上げ環境整備**（中小企業・小規模事業者、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者）を**推奨事業メニューに追加**。
- 地方自治体における**速やかな事業実施を依頼**

## 【推奨事業メニューによる対応】

### 【食料品の物価高騰に対する特別加算】

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するための支援

#### 【事例】

- 食料品購入にも活用可能なポイントの追加付与事業【大阪府大阪狭山市】
  - ・市内で食料品等の購入に利用できるさりんポイントをチャージすると、チャージ額の20%を追加付与（上限2,000ポイント）
- 食料品の現物支給【岩手県遠野市】
  - ・物価高騰の影響を受ける学生の生活支援として、特産品（4,000円相当）を支給

### 【賃上げ環境整備】

中小企業・小規模事業者の賃上げ環境を整備するための支援

#### 【事例】

- 収益力向上に係る支援【山形県】
  - ・収益力向上やDX推進に資する設備投資への補助（補助上限300万円等）
- 賃上げに係る支援【群馬県】
  - ・従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円（上限40人）を支給

### 【コスト高対策】

中小企業等や農林水産事業者の物価高騰によるコスト高対策のための支援

#### 【事例】

- 中小企業の価格転嫁に係る支援【山梨県】
  - ・価格転嫁や賃上げ環境の整備等に取り組む事業者に対し、経営支援の専門家を派遣
- 農業資材等に係る支援【千葉県山武市】
  - ・農業資材等の価格高騰によって生産コストが増加している農業者に支援金を支給

※ 「地方公共団体における水道料金の減免」にも活用可能であることを明記（R6補正～）

## 【速やかな事業実施に向けて】

- ・ 国と地方の協議の場（11月14日・総理出席）を活用して、国から地方に対して速やかな支援の実施を依頼。
- ・ 11月21日の経済対策閣議決定時に、総理から交付金規模を発言し、各地方自治体の交付限度額の目安を通知。
- ・ 関係省庁から自治体に対して、各分野の優良事例の発信、早期活用の働きかけ。
- ・ 地方公共団体における迅速な執行を促すよう、事業の開始状況を定期的にフォローアップ。

# 令和7年度補正予算 重点支援地方交付金 食料品の物価高騰に対する特別加算について

- 令和7年11月に閣議決定された総合経済対策を踏まえ、重点支援地方交付金について、**生活者に対する食料品の物価高騰への支援**を更に手厚く実施していただけよう、**市区町村に対して、4,000億円を特別加算すること**としています。
- 本特別加算は、**市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目**として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、以下を踏まえ、**地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくこと**としています。

## ✓ 支援の対象・方法・支給額など

- 全国一律に実施するものではなく、支援対象・交付方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能。
  - 生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。
- [ 例) \* 対象：低所得者世帯、高齢者世帯、子育て世帯、全世帯など \* 方法：商品券、電子クーポン、現物支給、現金など  
\* 支給額：プレミアム商品券事業として上限●千円支給など ]

## ✓ 特別加算分の交付限度額の扱い

- 食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額は、市区町村に対して交付限度額の内数として、別途明示して通知。
- 生活者への食料品の物価高騰に対する支援については、上記特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することも可能。

## ✓ その他の留意事項（本特別加算分を含め、推奨事業メニューを活用する事業を実施する場合に共通の留意事項）

- 事業の実施に当たっては、速やかな支援の実施や事務コストの削減が図られるよう工夫。
- 国の重点支援地方交付金を活用した事業であることを明記することを徹底。
- 事業の実施状況について、定期的なフォローアップを実施。

## 地方公共団体職員向け Q&A (食料品特別加算に係る記載を抜粋)

### 食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定）

4-1 特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。

市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくことが可能である。

4-2 特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。

全国一律に実施するものではなく、支援対象・方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能である。

特別加算を活用して商品券等の配布により実施する事業については、上記「2 商品券等の配布により実施する事業について」を参照されたい。

特別加算を活用して個人を対象とした現金給付により実施する事業については、上記「3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について」を参照されたい。

4-3 特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。

食料品の物価高騰への支援として措置する4,000億円の特別加算について、国民1人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模感であることを分かりやすく示したものであり、全国一律に1人当たり3,000円を支給することを求めるものではない。

特別加算は、市区町村において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施していただけるよう措置するものであり、その活用については、各市区町村において地域の実情に応じた事業を実施していただくことが可能である。

**4-4 商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければいけないのか。**

生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能である（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

**4-5 特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。**

生活者への食料品の物価高騰に対する支援について、食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することは可能である。

**4-6 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。**

令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる。

今般新たに食料品の物価高騰に対する特別加算分として4,000億円措置されたことを踏まえて、既存事業の積み増しを行うなど、当該事業の拡充等を行うことを期待している。

**4-7 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。**

特別加算分については、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算したもの。

この活用に当たっては、生活者への食料品の支援を含むものであれば、必ずしも、食料品に限定した事業ではなく、例えば日用品にも使える商品券や電子ポイントの給付などであっても活用可能である。また、従来実施されている学校給食費の支援やこども食堂への支援などに加算するなど、広く生活者への食料品の支援となるものとしても活用可能である。

なお、水道料金の減免など、生活者支援として実施する事業のために、特別加算以外の交付金限度額では対応できない場合などには、相談に応じ、活用いただけるよう柔軟に対応することとしている。

**4-8 特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。**

特別加算は市区町村に対して措置されたものであるため、都道府県には措置されないが、都道府県において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援の事業を実施することも可能である。

**4-9 本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有の国の基準日は設けられるのか。**

全国一律に実施するものではないため、国の基準日は設けない。地域の実情に応じ、市区町村の判断で個別に基準日を設定されたい。

国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

【事業ホームページにおける掲載例】

例①

「燃料費高騰による経済的負担の軽減を図るため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金を活用し、ガソリン等の購入に使える燃料券を配布します。」

例②

「物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。減免対象者は・・・」

The screenshot shows a local government website with a logo featuring a flower and the text "○○市". The navigation menu includes "ホーム", "暮らし", "子育て", "健康・福祉", and a search bar. The main content area features a section titled "○○市水道基本料金負担軽減対策事業" with the following text: "エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を全額減免します。".

【事業リーフレットにおける掲載例】

例①

リーフレット内に「この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています」と記載。

例②

リーフレットタイトルを「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業／重点支援地方交付金活用事業 ○○町省エネ家電買替促進補助金」とする。

The pamphlet title page features the text "国の重点支援地方交付金活用事業" and "○○町省エネ家電買替促進補助金". It includes icons of a house and a computer monitor. A callout bubble contains the text "補助額最大△万円". Below the title, there are boxes for "受付期間" (from 令和7年〇月×日 to 令和8年〇月×日), "受付場所" (○○町役場 5階 専用窓口 平日 8:30~16:00), and "対象家電" (represented by icons of a television and a computer monitor). Ellipses indicate continuation.

※この他上記以外の方法でも、国民の皆様に重点支援地方交付金を活用したことが伝わるよう、明記をお願いします。

## 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

令和5年11月29日  
府地創第327号  
令和5年12月22日  
一部改正  
令和6年4月1日  
一部改正  
令和6年12月17日  
一部改正  
令和7年4月1日  
一部改正  
令和7年5月27日  
一部改正  
令和7年12月16日  
一部改正

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

### 第1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる物価高から国民生活を守るの事項、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に掲げる物価高の克服の事項又は「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に掲げる生活の安全保障・物価高への対応の事項（以下「経済対策」という。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細かに効果的・効率的で必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

## 第3 交付金の交付の対象

### 1 交付対象者

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）の交付対象者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）とする。

### 2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

- 一 実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業であること。
- 二 地方公共団体の令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度に計上され実施される事業又は令和5年度予算、令和6年度予算若しくは令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。
- 三 令和5年4月1日以降に実施される事業であること。

### 3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

## 第4 交付限度額

- 1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。

2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

## 第5 実施計画の作成及び提出等

### 1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業と経済対策との関係
- 四 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 五 事業実施期間
- 六 その他必要な事項

### 2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

### 3 交付対象事業の実施状況及びその効果の公表

地方公共団体は、実施計画に基づき交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果を事業が完了した日の属する年度（以下「事業完了年度」という。）の翌年度末までにインターネット等の利用により公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月末までに内閣総理大臣に公表の完了を報告するものとする。

## 第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、内閣総理大臣が別に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内となる

ことを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

## 第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

## 第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

## 第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

### 附 則

この決定は、令和5年11月29日から施行する。

### 附 則

この決定は、令和5年12月22日から施行する。

### 附 則

この決定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和6年12月17日から施行する。

附 則

この決定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和7年5月27日から施行する。

附 則

この決定は、令和7年12月16日から施行する。

## 別紙 1

各地方公共団体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る交付限度額は、都道府県については以下の（1）、（11）、（13）及び（14）の算定額、市町村分については以下の（1）から（14）の算定額の合計額とする。

### （1）令和5年11月29日限度額通知に係る分

#### ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F×G」であるのは「ウクライナからの避難民×400×F」と読み替えるものとする。

#### 算式

$$840 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 660 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$$

※ $840 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$  及び  $660 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口：国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。  
以下（11）ア、（13）ア及び（14）アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）によって公表された令和3年度経済センサス活動調査（甲調査）における事業所の数（事業内容等不詳の事業所を除く。）をいう。以下同じ。

#### 算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市（東京都にあっては、東京都区部。以下同じ。）の消費者物価指数の伸び率（令和5年1月分から同年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る指数をいう。以下同じ。）の合計数を令和4年1月分から同年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下（1）において同じ。）が0.03387以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が0.03189以上0.03387未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が0.03189未満の都道府県	1.00

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち15歳未満の者の数をいう。以下同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.117）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和5年7月26日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登載人口のうち65歳以上の者の数をいう。以下同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.286）で除して得た数値（小数点以下第三位

未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和5年内閣府が公表した平成30年度から令和2年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（1）アにおいて同じ。）が2,718千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が2,718千円以上2,959千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000×— 0.00166+ 5.91194
一人当たり県民所得が2,959千円以上の都道府県	1.0

$\alpha$ ：別に定める乗率

$\beta$ ：23.010512284

D：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（1）アにおいて同じ。）が0.99818以上の都道府県	1.2
中小企業割合が0.99689以上0.99818未満の都道府県	中小企業割合×155.039 —153.557
中小企業割合が0.99689未満の都道府県	1.0

E：地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.70
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.57
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.89
同上 900,000 人を超える数	0.83

F：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第 11 条第 1 項第 1 号（一）（2）に規定する第一次産業就業者数をいう。）を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第二次産業就業者数をいう。）及び第三次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第三次産業就業者数をいう。）の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）（福島県については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合に 0.850 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下（1）ア、（11）ア、（13）ア	1.2

及び（14）アにおいて同じ。）が0.063以上の都道府県	
第一次産業就業者数割合が0.034以上0.063未満の都道府県	第一次産業就業者数割合×6.81896 +0.76816
第一次産業就業者数割合が0.034未満の都道府県	1.0

$$G : (1.06 - \text{財政力指数}) \times 1.5 + 0.2$$

Gが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和2年度、令和3年度及び令和4年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したもののは3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（1）において同じ。

$\gamma$ ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

#### イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当該算定した額に令和5年10月16日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F×G)×H」とあるのは「ウクライナからの避難民×460×F×G)」と読み替えるものとする。

#### 算式

$750 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 550 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times H \times \gamma$

※ $750 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$  及び  $550 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times H \times \gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

人口：国勢調査令によって調査した令和 2 年 10 月 1 日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第 21 条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和 2 年 7 月豪雨により災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条に規定する災害発生市町村であって、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年 9 月 30 日現在における住民基本台帳登載人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登載人口で除した数が  $-0.234$  を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下（11）イ、（13）イ及び（14）イにおいて同じ。

#### 算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

#### 算式の符号

a : 国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口

b : 令和 5 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

c : 令和 5 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登載人口

#### 算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.03387 以上の都道府県庁所在市等（都道府県庁の置かれている市及びその	1.10

他の指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。）をいう。以下同じ。）	
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 以上 0.03387 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数の伸び率が 0.03189 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号 A に規定する率とする。

B : 年少者人口割合 × 0.5 + 高齢者人口割合 × 0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和 5 年 7 月 26 日に総務省が公表した同年 1 月 1 日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.117）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和 5 年 7 月 26 日に総務省が公表した同年 1 月 1 日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.286）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収（令和元年度から令和 3 年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04 表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）	1.4

52表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算した数とする。）を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計額を3で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（1）イにおいて同じ。）が105,950円未満の市町村	
一人当たり地方税収が105,950円以上251,429円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000× 0.00275+ 1.69136
一人当たり地方税収が251,429円以上の市町村	1.0

$\alpha$ ：別に定める乗率

$\beta$ ：22.933014585

D：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該市町村の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（1）イにおいて同じ。）が0.99879以上の市町村	1.2
中小企業割合が0.99689以上0.99879未満の市町村	中小企業割合×105.263 -103.936
中小企業割合が0.99689未満の市町村	1.0

E：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を

四捨五入する。)

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超える 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超える 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超える 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.52
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超える 80,000 人までの数	0.14
同上 80,000 人を超える 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超える 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超える 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

F : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合（963-4300、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合に 0.850 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下（1）イ、（11）イ、（13）イ及び（14）イにおいて同じ。）が 0.089 以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.089 未満の市町村	第一次産業就業者数割合 × 3.63636 + 0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

G : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 5 年 4 月 1 日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、離島振興法（昭和 28	1.2

年法律第72号)、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)又は半島振興法(昭和60年法律第63号)の対象となっている市町村	
その他の市町村	1.0

$$H : (1.17 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$$

Hが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

$\gamma$  : 別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

### (2) 令和5年度低所得世帯支援枠に係る交付限度額(概算分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

算式

$$\text{概算非課税世帯数} \times 70,000 \text{ 円}$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\text{概算非課税世帯数} \times 2,500 \text{ 円}$$

算式の符号

概算非課税世帯数：令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金))(以下「令和4年度緊急支援給付金」という。)における支給世帯数に0.8を乗じた値(以下「概算令和5年度非課税世帯数」という。)。

### (3) 令和5年度低所得世帯支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数がある

ときはその端数金額を千円として計算するものとする。) とする。

#### 算式

追加非課税世帯数×70,000 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

追加非課税世帯数×2,500 円

#### 算式の符号

追加非課税世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年 12月1日（以下「基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されたこととなったものを含む。以下同じ。）を世帯主とする世帯の全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）（以下「令和5年度非課税世帯」という。）の数から（2）における概算非課税世帯数を引いた値。

#### (4) 給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（概算分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。) とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

#### 算式

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×100,000 円+概算令和6年度非課税化世帯数×100,000 円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×100,000 円+概算こども加算対象児童数×50,000 円+概算調整給付対象者数（扶養親族等含む）×20,000 円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数×2,500 円+概算令和6年度非課税化世帯数×2,500 円+概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数×2,500 円+概算こども加算対象世帯数×2,500 円+概算調整給付対象納税義務者数×3,000 円

#### 算式の符号

概算令和5年度均等割のみ課税世帯数：住民税均等割のみ納税義務者数  
(令和4年度市町村税課税状況等の調によって  
調査した納税義務者数のうち所得者区分が家屋  
敷等のみの納税義務者数を除く。) に  $\alpha \div A \times 0.8$  を乗じた値 (小数点以下の端数があるときは、  
その端数を四捨五入する。)。

$\alpha : 1.2$

A：次の表の市町村区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市町村区分	率
東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	2.10
その他の人口150,000人以上の市	2.27
その他の人口150,000人未満の市	2.36
町村	2.35

概算令和6年度非課税化世帯数：概算令和5年度非課税世帯数に令和4年度緊急支援給付金における支給世帯に対する家計急変世帯 (予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯員全員のそれぞれの年収見込額 (令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍) が市町村民税均等割非課税水準以下となった世帯。以下同じ。) の割合を乗じた値 (小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

概算令和6年度均等割のみ課税化世帯数：概算令和5年度住民税均等割のみ課税世帯数に令和4年度緊急支援給付金に

おける支給世帯に対する家計急変世帯の割合を  
乗じた値（小数点以下の端数があるときは、そ  
の端数を四捨五入する。）。

概算こども加算対象世帯数：（概算令和5年度非課税世帯数+概算令和  
5年度均等割のみ課税世帯数+概算令和6年度  
非課税化世帯数+概算令和6年度均等割のみ課  
税化世帯数）に $\beta$ を乗じた値（小数点以下の端  
数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

$$\beta : 0.08096$$

概算こども加算対象児童数：概算こども加算対象世帯数に $\gamma$ を乗じた値  
(小数点以下の端数があるときは、その端数を  
四捨五入する。)。

$$\gamma : 1.66$$

概算調整給付対象納税義務者数：当該市町村の住民税均等割と住民税所  
得割を納める納税義務者数（令和4年度市町村  
税課税状況等の調によって調査した納税義務者  
数）に $\delta \times 0.8$ を乗じた値（小数点以下の端数が  
あるときは、その端数を四捨五入する。）。

$$\delta : 0.3922551$$

概算調整給付対象者数(扶養親族等含む。)：当該市町村の住民税均等割  
と住民税所得割を納める納税義務者数（令和4  
年度市町村税課税状況等の調によって調査した  
納税義務者数）に $\varepsilon \times 0.8$ を乗じた値（小数点以  
下の端数があるときは、その端数を四捨五入す  
る。）。

$$\varepsilon : 0.5386094$$

## （5）給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端  
数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数がある  
ときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

## 算式

(令和 5 年度均等割のみ課税世帯支援数×100,000 円 + 令和 6 年度非課税化世帯支援数×100,000 円 + 令和 6 年度均等割のみ課税化世帯支援数×100,000 円 + こども加算支援児童数×50,000 円 + 調整給付支援額) – (概算令和 5 年度均等割のみ課税世帯数×100,000 円 + 概算令和 6 年度均等割のみ課税化世帯数×100,000 円 + 概算こども加算対象児童数×50,000 円 + 概算調整給付対象者数 (扶養親族等含む。) ×20,000 円)

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

(令和 5 年度均等割のみ課税世帯支援数×2,500 円 + 令和 6 年度非課税化世帯支援数×2,500 円 + 令和 6 年度均等割のみ課税化世帯支援数×2,500 円 + こども加算支援世帯数×2,500 円 + 調整給付支援納税義務者数×3,000 円) – (概算令和 5 年度均等割のみ課税世帯数×2,500 円 + 概算令和 6 年度均等割のみ課税化世帯数×2,500 円 + 概算こども加算対象世帯数×2,500 円 + 概算調整給付対象納税義務者数×3,000 円)

## 算式の符号

令和 5 年度均等割のみ課税世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、基準日において市町村民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和 5 年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和 5 年度分の住民税均等割を課される者である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）（以下「令和 5 年度均等割のみ課税世帯」という。）の数。

令和 6 年度非課税化世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和 6 年 6 月 3 日（以下「令和 6 年度非課税化世帯等の基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（令和 6 年度非課税化世帯等の基準日以前に、住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、令和 6 年度非課税化世帯等の基準日において、

日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和6年度非課税化世帯等の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなつたものを含む。以下同じ。)を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除く。)(以下「令和6年度非課税化世帯」という。)の数。

令和6年度均等割のみ課税化世帯支援数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和6年度非課税化世帯等の基準日において市町村民基本台帳に記録されている者を世帯主とする世帯の全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が令和6年度分の住民税均等割を課される者である世帯(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び令和5年度非課税世帯又は令和5年度均等割のみ課税世帯向けの給付の対象世帯を除く。)(以下「令和6年度均等割のみ課税化世帯」という。)の数。

こども加算支援世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税化世帯であって、十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯数。

こども加算支援児童数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和5年度非課税世帯、令和5年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯及び令和6年度均等割のみ課税化世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

調整給付支援納税義務者数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した者の数のうち、納税義務者（令和6年度において当該市町村で賦課決定された個人住民税所得割の納税義務者又は当該市町村に居住する所得税の納税義務者をいう。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。）の減税対象人数（納税義務者本人並びに控除対象配偶者及び扶養親族（令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除き、扶養親族については16歳未満扶養親族を含む。）の数。以下同じ。）に30,000円を乗じた金額が当該納税義務者の令和5年分所得税額を超え、又は当該納税義務者の減税対象人数に10,000円を乗じた金額が当該納税義務者の令和6年度分個人住民税所得割額（定額減税適用前）を超える者（以下「調整給付支援対象納税義務者」という。）の数。

調整給付支援額：次の算式により算定した額。

算式

$$\Sigma (A)$$

算式の符号

A：調整給付支援対象納税義務者ごとに、所得税分控除不足額及び個人住民税分控除不足額の合算額を基礎として算定する給付額（一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。）

所得税分控除不足額：30,000円×減税対象人数－令和5年分所得税額（所得税分控除不足額が0円未満の場合は0円とする。）

個人住民税分控除不足額：10,000円×減税対象人数－令和6年度分個人住民税所得割額（個人住民税分控除不足額が0円未満の場合は0円とする。）

## （6）令和5年度給付支援サービス活用枠

給付支援サービスの活用の意向を基にデジタル庁において選考した市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\alpha \times 1,100,000 \text{ 円} + 2,200,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$\alpha$ ：人口  $\div 100,000$  人で得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げる

(7) 被災世帯分の低所得世帯支援枠に係る交付限度額（追加分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$\text{追加非課税世帯数 (被災世帯)} \times 100,000 \text{ 円}$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\text{追加非課税世帯数 (被災世帯)} \times 5,000 \text{ 円}$$

算式の符号

追加非課税世帯数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の（i）及び（ii）の世帯（以下「令和5年度非課税世帯（被災世帯）」という。）の数。

（i）令和6年1月1日（以下「被災世帯の基準日」という。）において市町村の住民基本台帳に記録されている者（被災世帯の基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、被災世帯の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、被災世帯の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下（ii）及び（iii）において同じ。）で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者を含む世帯（令和5年度非課税世帯、令和5

年度均等割のみ課税世帯、令和6年度非課税化世帯又は令和6年度均等割のみ課税化世帯（以下「令和5年度非課税世帯等」という。）に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。）

(ii) 所有（その者の扶養親族等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した住宅等を所有する場合を含む。以下同じ。）する住宅又は家財（以下「住宅等」という。）が市町村に所在する者（令和5年度非課税世帯（被災世帯）の基準日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該住宅等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税均等割が全額免除される水準となった者（所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が（i）の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。）を含む世帯（同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。）

#### （8）被災世帯分の給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額（追加分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

##### 算式

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）×100,000円+こども加算支援児童数（被災世帯）×50,000円

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）×5,000円+こども加算支援世帯数（被災世帯）×5,000円

##### 算式の符号

令和5年度均等割のみ課税世帯支援数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、以下の（i）及び（ii）の世

帶（以下「令和5年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）」という。）の数。

(i) 被災世帯の基準日において市町村の住民基本台帳に記録されている者で、令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者を含む世帯（令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている世帯を除く。）

(ii) 所有する住宅等が市町村に所在する者（被災世帯の基準日において所有する住宅等が所在する市町村以外の市町村の住民基本台帳に記録されている者に限る。）で、当該住宅等が令和6年能登半島地震に伴う災害により被災したことにより、地方税法第323条に基づき条例で定めるところにより、令和5年度分の住民税所得割のみが全額免除される水準となった者（所有する住宅又は所有する家財の存する住宅に居住する世帯が(i)の世帯又は令和5年度非課税世帯等に該当し、当該世帯向けの給付の支出が決定されている者を除く。）を含む世帯（同一の住宅等を所有する者を含む世帯が複数ある場合はいずれか一の世帯に限る。）

こども加算支援世帯数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和5年度非課税世帯（被災世帯）及び令和5年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）であって、十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯数。

こども加算支援児童数（被災世帯）：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和5年度非課税世帯（被災世帯）及び令和5年度均等割のみ課税世帯（被災世帯）に属する十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童数。

（9）令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体

## 支援枠に係る交付限度額（概算分）

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

### 算式

$$\begin{aligned} \text{概算令和6年度非課税世帯数} \times 30,000 \text{ 円} + \text{概算令和6年度こども加算対象児童数} \times 20,000 \text{ 円} + \text{概算不足額給付対象者数 I} \\ (\text{扶養親族等含む。}) \times 15,000 \text{ 円} + \text{概算不足額給付対象者数 II} \times 40,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\begin{aligned} \text{概算令和6年度非課税世帯数} \times 2,500 \text{ 円} + \text{概算令和6年度こども加算対象世帯数} \times 2,500 \text{ 円} + \text{概算不足額給付支援者数} \times 3,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

### 算式の符号

概算令和6年度非課税世帯数：（3）における令和5年度非課税世帯に  
0.8 を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、  
その端数を四捨五入する。）。

概算令和6年度こども加算対象児童数：令和6年度実施計画の第2回提出におけるこども加算の対象人数に  $\alpha \times 0.8$  を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

$$\alpha : 0.73543$$

概算不足額給付対象者数 I（扶養親族等含む。）：当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数（令和5年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数）に  $\beta \times 0.8$  を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

$$\beta : 0.1899302$$

概算不足額給付対象者数 II：当該市町村の人口（国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体

の人口)に $\gamma \times 0.8$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

$$\gamma : 0.0096710$$

概算令和6年度こども加算対象世帯数：令和6年度実施計画の第2回提出におけるこども加算の対象世帯数に $\alpha \times 0.8$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

概算不足額給付支援者数：概算不足額給付対象者数II及び概算不足額給付対象納税義務者数を合算した数。

概算不足額給付対象納税義務者数：当該市町村の住民税均等割と住民税所得割を納める納税義務者数(令和5年度市町村税課税状況等の調によって調査した納税義務者数)に $\delta \times 0.8$ を乗じた値(小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

$$\delta : 0.1440678$$

#### (10) 令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠に係る交付限度額(追加分)

各市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。ただし、地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合は、この限りではない。

##### 算式

(令和6年度非課税世帯数×30,000円+こども加算支援児童数×20,000円+不足額給付支援額) - (概算令和6年度非課税世帯数×30,000円+概算令和6年度こども加算対象児童数×20,000円+概算不足額給付支援額)

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

(令和6年度非課税世帯数×2,500円+こども加算支援世帯数×2,500円+不足額給付支援者数×3,000円) - (概算令和6年度非課税世帯数×2,500円+概算令和6年度こども加算対象世帯数×2,500円+概算不足額給付支援者数×3,000円)

### 算式の符号

令和 6 年度非課税世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和 6 年 12 月 13 日（以下「令和 6 年度低所得世帯支援枠の基準日」という。）において市町村民基本台帳に記録されている者（令和 6 年度低所得世帯支援枠の基準日以前に、住民基本台帳法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、令和 6 年度低所得世帯支援枠の基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、令和 6 年度低所得世帯支援枠の基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）を世帯主とする世帯の全員の令和 6 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数。

こども加算支援児童数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯の児童数のうち、令和 6 年度非課税世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童数。

不足額給付支援額：次の算式により算定した額。

### 算式

$$\Sigma (A) + \Sigma (B)$$

### 算式の符号

A : 不足額給付支援対象納税義務者ごとに、不足額給付時における調整給付所要額から当該者における調整給付支援額を控除した額を基礎として算定する給付額（一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。）

B : 不足額給付支援対象者ごとに算定する給付額（原則 40,000 円。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入した者については 30,000 円）

概算不足額給付支援額：概算不足額給付対象者数 I（扶養親族等含む。）に 15,000 円を乗じた額及び概算不足額給付対象者数 II に 40,000 円を乗じた額を合算した額。

こども加算支援世帯数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した世帯数のうち、令和6年度非課税世帯であって、十八歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯数。

不足額給付支援者数：各市町村が交付金を活用して実施した事業における支出を決定した者の数のうち、不足額給付支援対象納税義務者（不足額給付時における調整給付所要額が当該者における調整給付支援額を超える者。以下同じ。）及び不足額給付支援対象者（令和6年分所得税（定額減税適用前）及び令和6年度分個人住民税所得割（定額減税適用前）が課されていない者であって、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者若しくは事業専従者。ただし、定額減税の対象者、調整給付の給付対象者（扶養親族等を含む。）、（3）における令和5年度非課税世帯（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）又は（5）における均等割のみ課税世帯への給付若しくは令和6年度の新たに住民税非課税又は新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員のいずれかに該当する者を除く。）の数。

不足額給付時における調整給付所要額：所得税分控除不足額（不足額給付分）及び個人住民税分控除不足額の合算額を基礎として算定する給付額（一円以上一万円未満の端数があるときはその端数金額を一万円として計算するものとする。）。

所得税分控除不足額（不足額給付分）：30,000円×減税対象人数（不足額給付分）－令和6年分所得税額（定額減税適用前）（所得税分控除不足額が0円未満の場合は0円とする。）

減税対象人数（不足額給付分）：納税義務者本人、同一生計配偶者及び扶養親族（令和6年12月31日時点で国外に居住する者を除き、扶養親族については16歳未満扶

養親族を含む。) の数。

(11) 令和 6 年 12 月 17 日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和 6 年 10 月 7 日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× $\beta$ ×E + 人口×F×G) ×H」とあるのは「ウクライナからの避難民×350×G」と読み替えるものとする。

算式

$$990 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 760 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times \gamma$$

※990 円×人口×A×B×C×D× $\alpha$  及び 760 円×(事業所数× $\beta$ ×E + 人口×F×G) ×H× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率（令和 6 年 1 月分から同年 9 月分までの 2020 年基準消費者物価指数の合計数を令和 5 年 1 月分から同年 9 月分までの 2020 年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から 1 を控除して得た数をいう。以下（11）において同じ。）が 0.02674 以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が 0.02463 以上 0.02674 未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が 0.02463 未満の都道府県	1.00

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.115）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（11）ア及び（13）アにおいて同じ。

高齢者人口割合：令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.288）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（11）ア及び（13）アにおいて同じ。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和6年内閣府が公表した令和元年度から令和3年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（11）ア、（13）ア及び（14）アにおいて同じ。）が2,712千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が2,712千円以上2,946千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000×— 0.00171+ 6.03766
一人当たり県民所得が2,946千円以上の都道府県	1.0

D：当該都道府県の普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる人口にそれぞれイ算式の符号Dに定める率を乗じて得た

数値の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$\alpha$ ：別に定める乗率

$\beta$  : 22.349095211

E : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された令和3年6月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（11）ア、（13）ア及び（14）アにおいて同じ。）が0.99821以上の都道府県	1.2
中小企業割合が0.99693以上0.99821未満の都道府県	中小企業割合×156.250 －154.770
中小企業割合が0.99693未満の都道府県	1.0

F : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が1,700,000人以上のもの	
1,700,000人	1.00
1,700,000人を超える2,100,000人までの数	0.32
2,100,000人を超える2,500,000人までの数	0.47
2,500,000人を超える3,500,000人までの数	0.62
3,500,000人を超える5,000,000人までの数	0.68
5,000,000人を超える6,000,000人までの数	0.54
6,000,000人を超える8,000,000人までの数	0.48
8,000,000人を超える数	0.12
人口が1,700,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00

1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.88
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.90
同上 900,000 人を超える数	0.82

G : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.063 以上の都道府県	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.063 未満の都道府県	第一次産業就業者数割合 × 6.81896 + 0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

H :  $(1.10 - \text{財政力指数}) \times 1.5 + 0.2$

Hが 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とし、  
 (1) ア算式の符号 G に比し 0.1 以上減少している場合には (1) ア  
 算式の符号 G から 0.1 を減じた数値とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 5 年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したもの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下 (11) 及び (13) において同じ。

$\gamma$  : 別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあっては、当

該算定した額に令和6年10月7日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×E+人口×F×G×H)×I」とあるのは「ウクライナからの避難民×400×G×H)」と読み替えるものとする。

#### 算式

$$880 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 640 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G \times H) \times I \times \gamma$$

※880 円×人口×A×B×C×D×α 及び 640 円×(事業所数×β×E + 人口×F×G×H) × I × γ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

#### 算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.02674 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数の伸び率が 0.02463 以上 0.02674 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数の伸び率が 0.02463 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.115）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（11）イ及び（13）

イにおいて同じ。

高齢者人口割合：令和6年7月24日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.288）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（11）イ及び（13）イにおいて同じ。

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収（令和2年度から令和4年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04表の「歳内内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）52表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算した数とする。）を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計額を3で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（11）イにおいて同じ。）が107,697円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が107,697円以上253,726円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000×— 0.00274+ 1.69509
一人当たり地方税収が253,726円以上の市町村	1.0

D：普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる次の表に定める率

4級地	1.4
3級地	1.3
2級地	1.2

1級地	1.1
無級地	1.0

$\alpha$  : 別に定める乗率

$\beta$  : 22.999470993

E : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された令和3年6月時点の当該指定都市の中小企業数又は平成28年6月時点の指定都市以外の市町村（いずれも民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（11）イ、（13）イ及び（14）イにおいて同じ。）が0.99882以上の市町村	1.2
中小企業割合が0.99696以上0.99882未満の市町村	中小企業割合×107.527 －106.200
中小企業割合が0.99696未満の市町村	1.0

F : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超えて250,000人までの数	0.75
250,000人を超えて400,000人までの数	0.67
400,000人を超えて1,000,000人までの数	0.52
1,000,000人を超える数	0.53
人口が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超えて80,000人までの数	0.14
同上80,000人を超えて88,000人までの数	0.17

同上 88,000 人を超える数	0.16
同上 92,000 人を超える数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.67

G : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.089 以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.089 未満の市町村	第一次産業就業者数割合 × 3.63636 + 0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

H : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和 6 年 4 月 1 日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

I :  $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とし、(1) イ算式の符号 H に比し 0.1 以上減少している場合には (1) イ算式の符号 H から 0.1 を減じた数値とする。

$\gamma$  : 別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

## (12) 令和 6 年度給付支援サービス活用枠

給付支援サービスを活用する市町村の交付限度額は、以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\alpha + 90,000 \text{ 円} + (\beta \times 240,000 \text{ 円} - \gamma \times 80,000 \text{ 円})$$

算式の符号

$\alpha$  : 令和 6 年 12 月 17 日以後に初めて給付支援サービスを利用する市町村は、458,400 円（それ以外の市町村にあっては、0 円とする。）

$\beta$  : 総世帯数（住民基本台帳に基づく令和 6 年 1 月 1 日現在における当該団体の世帯数。以下同じ。）に  $\delta$  を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 1,000 で除して得た値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた値

$\gamma$  : 総世帯数に  $\delta$  を乗じた値（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から 21,000 を減じて得られた数（0 未満の場合は 0 とする。）を 1,000 で除して得られた値について、小数点以下の端数があるときは、その端数を切り上げた値

$\delta$  : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
東京都区部	0.2875969
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市	0.3503219
函館市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市、水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、川口市、越谷市、船橋市、柏市、八王子市、横須賀市、富山市、金沢市、福井市、甲府市、長野市、松本市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、鳥取市、松江市、倉敷市、吳市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、佐世保市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市	0.3240603
つくば市、伊勢崎市、太田市、熊谷市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、小田原市、	0.2945511

茅ヶ崎市、厚木市、大和市、長岡市、上越市、沼津市、富士市、春日井市、四日市市、岸和田市、茨木市、加古川市、宝塚市及び佐賀市	
中都市（政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市であって、人口（国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。以下同じ。）10万人以上の市をいう。）	0.3237670
小都市（政令指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市であって、人口10万人未満の市をいう。以下同じ。）のうち人口5万人以上の市	0.3133660
小都市のうち人口5万人未満の市	0.3925165
町村のうち人口2万人以上の町村（ただし、福智町及びさつま町を除く。）	0.2931555
町村のうち人口1万人以上2万人未満の町村（大熊町については、0.5076171）	0.3866748
町村のうち人口5千人以上1万人未満の町村（双葉町については、0.7304348）	0.4281250
町村のうち人口5千人未満の町村	0.4597561
福智町	0.3825405
さつま町	0.3273546

(13) 令和7年5月27日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$170 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 130 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times G \times \gamma$$

※170 円×人口×A×B×C× $\alpha$  及び 130 円×（事業所数× $\beta$ ×D+人口×E×F) ×G× $\gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
--------	---

都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率（令和6年4月分から令和7年3月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数を令和5年4月分から令和6年3月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下（13）において同じ。）が0.03051以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が0.02863以上0.03051未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数の伸び率が0.02863未満の都道府県	1.00

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得が2,712千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が2,712千円以上2,946千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000×— 0.00171+ 6.03766
一人当たり県民所得が2,946千円以上の都道府県	1.0

$\alpha$ ：別に定める乗率

$\beta$ ：22.349095211

D：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合が0.99821以上の都道府県	1.2
中小企業割合が0.99693以上0.99821未満の都道府県	中小企業割 合×156.250 —154.770

E : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超えて 2,100,000 人までの数	0.32
2,100,000 人を超えて 2,500,000 人までの数	0.47
2,500,000 人を超えて 3,500,000 人までの数	0.62
3,500,000 人を超えて 5,000,000 人までの数	0.68
5,000,000 人を超えて 6,000,000 人までの数	0.54
6,000,000 人を超えて 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超えて 600,000 人までの数	0.88
同上 600,000 人を超えて 900,000 人までの数	0.90
同上 900,000 人を超える数	0.82

F : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.063 以上の都道府県	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.063 未満の都道府県	第一次産業就業者数割合 × 6.81896 + 0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

G :  $(1.10 - \text{財政力指数}) \times 1.5 + 0.2$

G が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

$\gamma$  : 別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

#### イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

##### 算式

$$150 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 110 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times H \times \gamma$$

※ $150 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$  及び  $110 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times H \times \gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

##### 算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数の伸び率が 0.03051 以上の都道府県 庁所在市等	1.10
消費者物価指数の伸び率が 0.02863 以上 0.03051 未 満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数の伸び率が 0.02863 未満の都道府県 庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

B : 年少者人口割合  $\times 0.5$  + 高齢者人口割合  $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収（令和3年度から令和5年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあっては、当	1.4

該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）52表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算した数とする。）を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計額を3で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下（13）イ及び（14）イにおいて同じ。）が109,415円未満の市町村	
一人当たり地方税収が109,415円以上260,271円未満の市町村	一人当たり地方税収／ 1,000×— 0.00265+ 1.68995
一人当たり地方税収が260,271円以上の市町村	1.0

$\alpha$ ：別に定める乗率

$\beta$  : 22.999470993

D : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
中小企業割合が0.99882以上の市町村	1.2
中小企業割合が0.99696以上0.99882未満の市町村	中小企業割合×107.527 —106.200
中小企業割合が0.99696未満の市町村	1.0

E : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が100,000人以上のもの	
100,000人	1.00
100,000人を超えて250,000人までの数	0.75
250,000人を超えて400,000人までの数	0.67

400,000人を超える数	0.52
1,000,000人を超える数	0.53
人口が100,000人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000人に満たない数が70,000人までの数	0.11
同上70,000人を超える80,000人までの数	0.14
同上80,000人を超える88,000人までの数	0.17
同上88,000人を超える92,000人までの数	0.16
同上92,000人を超える96,000人までの数	-0.46
同上96,000人を超える数	-1.67

F：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合が0.089以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が0.034以上0.089未満の市町村	第一次産業就業者数割合×3.63636 +0.87636
第一次産業就業者数割合が0.034未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和6年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H：(1.18-財政力指数) × 1.1 + 0.2

Hが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

γ：別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(14) 令和7年12月16日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha + 2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$

※ $1,980 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times \alpha$  及び  $2,270 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times E + \text{人口} \times F \times G) \times H \times I \times \gamma$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率（令和6年10月分から令和7年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「総合」に係る指数をいう。）の合計数を令和5年10月分から令和6年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下(14)において同じ。）が0.03242以上の都道府県	1.10
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029以上0.03242未満の都道府県	1.05
都道府県庁の置かれている市の消費者物価指数（総合）の伸び率が0.03029未満の都道府県	1.00

B : 年少者人口割合  $\times 0.5$  + 高齢者人口割合  $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合 : 令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める

年少者住基人口の割合 (0.113) で除して得た数値  
(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

高齢者人口割合：令和 7 年 8 月 6 日に総務省が公表した同年 1 月 1 日における当該都道府県の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合 (0.289) で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。

C : 次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
一人当たり県民所得が 2,712 千円未満の都道府県	1.4
一人当たり県民所得が 2,712 千円以上 2,946 千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得／ 1,000 × 0.00171 + 6.03766
一人当たり県民所得が 2,946 千円以上の都道府県	1.0

D : 当該都道府県の普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる人口にそれぞれイ算式の符号 D に定める率を乗じて得た数値の合計数を当該率を乗ずる前の数値で除して得た率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$\alpha$  : 別に定める乗率

$\beta$  : 22.172930537

E : 次の表の都道府県区分に対応する率 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

都道府県区分	率
中小企業割合が 0.99885 以上の都道府県	1.3
中小企業割合が 0.99693 以上 0.99885 未満の都道府県	中小企業割合 × 156.250

	- 154.770
中小企業割合が 0.99693 未満の都道府県	1.0

F：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超える 2,100,000 人までの数	0.33
2,100,000 人を超える 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超える 3,500,000 人までの数	0.63
3,500,000 人を超える 5,000,000 人までの数	0.67
5,000,000 人を超える 6,000,000 人までの数	0.56
6,000,000 人を超える 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.12
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.91
同上 300,000 人を超える 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超える 900,000 人までの数	0.89
同上 900,000 人を超える数	0.83

G：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.078 以上の都道府県	1.3
第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.078 未満の都道府県	第一次産業就業者数割合 × 6.81896 + 0.76816
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の都道府県	1.0

H：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合（令和5年度から令和7年度までの地域別最低賃	1.3

金の引上げ額（令和7年度に決定された地域別最低賃金額から令和5年度に決定された地域別最低賃金額を控除した額）を、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会に提示した令和6年度及び令和7年度の地域別最低賃金額改定の目安の合計額で除して得た数をいう。以下（14）アにおいて同じ。）が1.25以上の都道府県	
地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合が1.00以上1.25未満の都道府県	地域別最低賃金額改定の目安に対する引上げ額の割合× 1.200 - 0.200

$$I : (1.21 - \text{財政力指数}) \times 1.3 + 0.2$$

Iが0.2を下回る場合には0.2とし、1.4を上回る場合には1.4とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和4年度、令和5年度及び令和6年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（14）において同じ。

$\gamma$ ：別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分（食料品の物価高騰に対する特別加算分を含む。）

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$1,770 \text{ 円} \times \text{人口} \times (A \times B \times C \times D \times \alpha + A' \times B \times C \times \beta) + 2,030 \text{ 円}$$

- $\times (\text{事業所数} \times \gamma \times E + \text{人口} \times F \times G \times H) \times I \times \delta$   
※1,770 円 × 人口 × A × B × C × D ×  $\alpha$ 、1,770 円 × 人口 × A' × B × C  
 $\times \beta$  及び 2,030 円 × (事業所数 ×  $\gamma$  × E + 人口 × F × G × H) × I ×  $\delta$  に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。  
※食料品の物価高騰に対する特別加算分は、1,770 円 × 人口 × A' × B  
 $\times C \times \beta$  により算定。

#### 算式の符号

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03242 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 以上 0.03242 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（総合）の伸び率が 0.03029 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県のアの算式の符号Aに規定する率とする。

A' : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
消費者物価指数（食料）の伸び率（令和6年10月分から令和7年9月分までの2020年基準消費者物価指数（総務省において作成する各月次の2020年基準消費者物価指数のうち「食料」に係る指数をいう。）の合計数を令和5年10月分から令和6年9月分までの2020年基準消費者物価指数の合計数で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から1を控除して得た数をいう。以下（14）イにおいて同じ。）が 0.06596 以上の都道府県庁所在市等	1.10
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 以上 0.06596 未満の都道府県庁所在市等	1.05
消費者物価指数（食料）の伸び率が 0.06074 未満の都道府県庁所在市等	1.00

※都道府県庁所在市等以外の市町村については、当該市町村の属する都道府県における都道府県庁の置かれている市の率とする。

B : 年少者人口割合 × 0.5 + 高齢者人口割合 × 0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める年少者住基人口の割合（0.113）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

高齢者人口割合：令和7年8月6日に総務省が公表した同年1月1日における当該市町村の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登載人口に占める高齢者住基人口の割合（0.289）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
一人当たり地方税収が109,415円未満の市町村	1.4
一人当たり地方税収が109,415円以上260,271円未満の市町村	一人当たり 地方税収／ 1,000×— 0.00265+ 1.68995
一人当たり地方税収が260,271円以上の市町村	1.0

D：普通交付税に関する省令別表第四(1)に定める地域区分に応ずる次の表に定める率

4級地	1.4
3級地	1.3
2級地	1.2
1級地	1.1
無級地	1.0

$\alpha$  : 別に定める乗率

$\beta$  : 1.371622578

$\gamma$  : 22.870462212

E : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
中小企業割合が 0.99975 以上の市町村	1.3
中小企業割合が 0.99696 以上 0.99975 未満の市町村	中小企業割合 × 107.527 - 106.200
中小企業割合が 0.99696 未満の市町村	1.0

F : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超えて 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超えて 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超えて 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.53
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超えて 80,000 人までの数	0.15
同上 80,000 人を超えて 88,000 人までの数	0.14
同上 88,000 人を超えて 92,000 人までの数	0.21
同上 92,000 人を超えて 96,000 人までの数	-0.43
同上 96,000 人を超える数	-1.72

G : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市町村区分	率
第一次産業就業者数割合が 0.117 以上の市町村	1.3

第一次産業就業者数割合が 0.034 以上 0.117 未満の市町村	第一次産業就業者数割合 × 3.63636 + 0.87636
第一次産業就業者数割合が 0.034 未満の市町村	1.0

H : 次の表の市町村区分に対応する率

市町村区分	率
令和7年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

I :  $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 1.1 + 0.2$

I が 0.2 を下回る場合には 0.2 とし、1.4 を上回る場合には 1.4 とする。

$\delta$  : 別に定める乗率

市町村の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

**令和7年度補正予算**  
**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**  
**(推奨事業メニュー)**

**地方公共団体職員向け Q&A（第1版／令和7年12月16日）**

- ・本 Q&A は、令和7年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、「重点支援地方交付金」という。）の推奨事業メニューに係る取扱を明確化するためのものです。

**目 次**

1 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）の対象事業について .....	8
1・1 重点支援地方交付金の交付対象事業は、どのような事業か。 .....	8
1・2 ○○事業は対象となるか。 .....	8
1・3 重点支援地方交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。 .....	9
1・4 実施計画に記載する事業は、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。 .....	9
1・5 地方公共団体の令和6年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和7年度実施計画に記載できるか。 .....	9
1・6 令和6年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金と令和7年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金の間で流用はできるか。 .....	10
1・7 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、令和7年4月1日から実施される事業は、令和7年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。 .....	10
1・8 市町村が重点支援地方交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。 .....	10
1・9 地方公共団体の職員の人事費は対象となるか。 .....	10
1・10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。 .....	10

1・1・1 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も重点支援 地方交付金の対象になるのか。 .....	11
1・1・2 ハード事業は対象となるのか。 .....	11
1・1・3 用地費は対象となるか。 .....	11
1・1・4 貸付金・保証金は対象となるか。 .....	11
1・1・5 出資金は重点支援地方交付金の対象となるか。 .....	11
1・1・6 リース契約による場合は、重点支援地方交付金の活用対象となる か。 .....	12
1・1・7 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となる か。 .....	12
1・1・8 国の補助金等への上乗せに重点支援地方交付金を使用することは 可能か。 .....	12
1・1・9 特定の事業者等に対する支援に重点支援地方交付金を使用するこ とは可能か。 .....	13
1・2・0 1・1・9の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手 続等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。 ....	13
1・2・1 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方 公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家 賃、給食費等を減免する場合に重点支援地方交付金を充当できるか。 .....	14
1・2・2 固定資産税や住民税の減免に重点支援地方交付金を充当できるか。 .....	14
1・2・3 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。 .....	15
1・2・4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、令 和5年 11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原則 として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費用 等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされたが、 令和7年度に実施する ICT 整備事業で、次年度以降にまたがる保守 契約等の費用分は交付対象とならないのか。 .....	15
1・2・5 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地 方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、 どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 .....	16
1・2・6 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支 援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に當 たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。 .....	16
1・2・7 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎	

等の光熱費（高騰相当分）に重点支援地方交付金を活用することは可能か。 .....	16
1・28 1－26に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。 .....	16
1・29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、重点支援地方交付金を充当することは可能か。 .....	17
1・30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのようなものか。 .....	17
1・31 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能か。 .....	18
1・32 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。 .....	18
1・33 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。 .....	18
1・34 生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和6年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。 .....	18
1・35 重点支援地方交付金を財源とし、生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。 .....	19
1・36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。 .....	19
1・37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、重点支援地方交付金の活用が可能か。 .....	19
1・38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。 .....	20
1・39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。 .....	20
1・40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、重点支援地方交付金を充当することは可能か。 .....	20
1・41 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充におい	

て、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に重点支援地方交付金を充当することは可能か。 .....	20
2 商品券等の配布により実施する事業について .....	22
2-1 商品券等の配布事業に取り組む場合の留意事項はあるか。 .....	22
2-2 商品券等の配布事業において、未換金相当額を国庫へ返還する際の方法如何。 .....	22
3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について .....	23
3-1 現金給付を実施する場合の留意事項はあるか。 .....	23
3-2 生活保護世帯は支援の対象となるか。 .....	23
3-3 デジタル庁が提供する給付支援サービスの活用を希望する場合、通知された交付限度額を充当しても良いか。 .....	23
4 食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定） .....	24
4-1 特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。 .....	24
4-2 特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。 .....	24
4-3 特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。 .....	24
4-4 商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければいけないのか。 .....	24
4-5 特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。 .....	25
4-6 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。 .....	25
4-7 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。 .....	25
4-8 特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。 .....	26
4-9 本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有の国の基準日は設けられるのか。 .....	26

5 基金について .....	27
5-1 重点支援地方交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件 は何か。 .....	27
5-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施 計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。 .....	27
5-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。 .....	28
5-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。 .....	28
5-5 既存の基金への積み増しは可能か。 .....	28
5-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。 ...	28
5-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源 としてよいか。 .....	29
 6 手続きについて .....	30
6-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えててもよいか。 .....	30
6-2 実施計画に記載の事業間での重点支援地方交付金の流用は可能か。 .....	30
6-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。 .....	30
6-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すれば よいか。 .....	30
6-5 市区町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定 される場合、市区町村が重点支援地方交付金の実施計画を作成する 際に、県補助金の内示額が判明していないため、実施計画作成にお いては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。 .....	30
6-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。 必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当す るのか。 .....	31
6-7 提出資料の鑑文は必要か。 .....	31
6-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経 費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を 記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。 .....	31
6-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。 .....	31
6-10 納食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。 .....	31
6-11 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。 .....	32
6-12 利子補給はどのように記載すべきか。 .....	32

6-1 3 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付 限度額は事後的に変更されるのか。 ..	33
7 繰越し・執行について ..... 34	
7-1 令和7年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満たさ なくてもよいか。満たさない場合、差額は本省において令和8年度 に繰り越されるのか。 ..	34
7-2 令和7年度実施計画に記載した事業が令和7年度内に終了しない場 合、令和8年度への繰越しは可能か。 ..	34
7-3 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し 後に流用することはできるか。 ..	34
7-4 重点支援地方交付金は補助金適正化法の対象となるか。 ..	34
7-5 重点支援地方交付金は「法律補助」か「予算補助」か。 ..	34
7-6 重点支援地方交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に 該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。 ..	35
7-7 交付要綱等は誰が作成するのか。 ..	35
8 地方財政上の措置との関係について ..... 36	
8-1 本重点支援地方交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられ るか.....	36
8-2 重点支援地方交付金と地方債の関係如何。 ..	36
8-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に重点支援地方交付金を充當 することが可能か。 ..	36
8-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、重点支援地方交 付金を充當してよいか。 ..	36
8-5 重点支援地方交付金について、地方公共団体の予算における歳入項 目の指定は別途なされる予定か。 ..	36
8-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。 ..	37
9 公営企業会計・特別会計等について ..... 38	
9-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、重点支援地方交付金は 直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。 ..	38
9-2 Q&A9-1に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はど うか。 ..	38
9-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施 計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。 ..	38

9・4 公営企業会計、特別会計事業に重点支援地方交付金を充当する場合、 どの時点で「事業を実施」したことになるのか。 .....	38
10 効果の検証・実施計画の公表について .....	40
10-1 重点支援地方交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどの ように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。また、 事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表す べきか。 .....	40
10-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われ るのか。 .....	41
10-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。 .....	41
10-4 地方公共団体において、実施計画の公表はどの時点で行えばよい か。 .....	41
10-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年 度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了 後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要 があるのか。 .....	41
10-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効 果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。 .....	42

## 1 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）の対象事業について

### 1-1 重点支援地方交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設や、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業、地方公共団体における水道料金の減免に対する事業を含む。以下同じ。）としている。具体的には、

- ①食料品の物価高騰に対する特別加算（以下、「特別加算」という。）
- ②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援
- ③物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ④消費下支え等を通じた生活者支援
- ⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
- ⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑧農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。実施計画への記載に当たっては、推奨事業メニューに該当しない事業の必要性を、例えば、地域の特殊事情等を踏まえ記載されたい。

### 1-2 ○○事業は対象となるか。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業である。

重点支援地方交付金の活用に際しては、個々の事業を実施する各地方公共団体において説明責任を負うことに御留意いただきたい。

個別事業について対象となるか否か疑義がある場合は、どういった観点において疑義があるかについて明らかにしてお問い合わせいただきたい。

### 1-3 重点支援地方交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点支援地方交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点支援地方交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及ぶ事業を交付対象事業としている。

### 1-4 実施計画に記載する事業は、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」に掲載されている具体的な施策と一致する事業でなければならないのか。

実施計画に記載する事業は、「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下、「経済対策」という。）に掲載されている具体的な施策と一致する事業に限らない。経済対策と関係性がある施策を実施するために必要な事業であることがわかるよう、事業の概要欄に記載いただきたい。

### 1-5 地方公共団体の令和6年度当初予算もしくは補正予算に計上される事業及び令和6年度予算に計上された予備費により実施される事業について、令和7年度実施計画に記載できるか。

推奨事業メニューについては、重点支援地方交付金を財源とし、令和7年度実施計画に記載可能な事業は、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

**1-6 令和6年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金と令和7年度実施計画に基づき交付される重点支援地方交付金の間で流用はできるか。**

令和6年度と令和7年度の実施計画間で流用はできない。

また、令和6年度補正予算で措置された推奨事業メニューと令和7年度補正予算で措置された推奨事業メニューの間での流用もできないため、留意いただきたい。

**1-7 地方公共団体の令和7年度予算に計上され、令和7年4月1日から実施される事業は、令和7年度の交付決定前に着手した事業であっても対象となるか。**

対象となり得る。

**1-8 市町村が重点支援地方交付金を活用して実施する地方単独事業に対して、都道府県が補助する場合、同交付金を活用できるか。**

重点支援地方交付金を充当する部分が重複しないのであれば、地方単独事業として対象になり得る。

**1-9 地方公共団体の職員の人事費は対象となるか。**

地方公共団体の職員の人事費は、対象外経費となる。ただし、物価高騰対応のための体制拡充等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）はこの限りでない。

**1-10 任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当は対象となるか。**

物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるものであれば、任期の定めのない常勤職員の時間外勤務手当や特殊勤務手当も対象となる。ただし、常勤職員の時間外勤務手当等に重点支援地方交付金を充当する場合は、時間外勤務のうち物価高騰対応の業務に充てることができることから、適切に勤務状況を管理することが求められることに留意すること。

**1-1-1 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も重点支援地方交付金の対象になるのか。**

対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。

また、事業の実施に当たっては、事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫いただきたい。

**1-1-2 ハード事業は対象となるのか。**

物価高騰への対応と関連しない施設整備等のハード事業に係る費用は対象外経費となる。

令和7年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象となる。

**1-1-3 用地費は対象となるか。**

用地の取得費は、対象外経費となる。

**1-1-4 貸付金・保証金は対象となるか。**

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）は、対象外経費となる。ただし、利子補給金又は信用保証料補助には充当可能。信用保証料補助事業等を実施し、繰上償還により信用保証料補助等の一部が地方公共団体に返還された場合は、交付決定された他の物価高騰対応として実施される事業に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき適切に国庫返納する必要があるため、留意されたい。

**1-1-5 出資金は重点支援地方交付金の対象となるか。**

法人に対する出資は、出資先法人における出資金の使途に制限がないことから、これを重点支援地方交付金の目的である「エネルギー・食料品価格等

の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生」のためのものとは評価しがたい。また、出資は、一般に、財産を提供し、その見返りとして株式等の地位を取得し配当等を受ける権利を得るものであり、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという重点支援地方交付金の性質にもなじまないと考えられるが、特段の事情がある場合には個別に相談されたい。

**1-16 リース契約による場合は、重点支援地方交付金の活用対象となるか。**

対象となる。ただし、原則として重点支援地方交付金の交付対象期間中に支出負担行為を行う経費のみが対象となる。

**1-17 利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。**

利子補給金については、後年度負担分を基金に積み立てること等により、次年度以降の利子分も交付対象とすることが可能。基金の要件については、令和7年12月16日付け事務連絡を参照されたい。

**1-18 国の補助金等への上乗せに重点支援地方交付金を使用することは可能か。**

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者や事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。

また、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、国の補助金等への単純な上乗せではなく、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫をこらした対策が実行されることを期待している。

なお、実施計画に記載する事業のうち個人を対象とした給付金等に該当する事業について、令和7年12月16日付け事務連絡に記載のとおり、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

さらに、国の補助事業等に上乗せし補助等する地方単独事業について、会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項をとりまとめているため、「新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）も参照されたい。

#### 1-19 特定の事業者等に対する支援に重点支援地方交付金を使用することは可能か。

物価高騰への対応として効果的な対策であり、地域の実情に合わせて必要な事業であり、生活者、事業者への支援の効果が直接的に及ぶ事業であれば、対象となり得る。ただし、特に、特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において、物価対応への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で、実施することが望ましい。

なお、特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、実施計画において明示すること（詳細は実施計画記入要領を参照）。これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表があるので留意されたい。（Q&A10-2及び10-3についても留意されたい。）

また、上記に加え、実施計画に記載する事業のうち一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、重点支援地方交付金の効果的・効率的な活用を促す観点から、ホームページ等での公表及び公表内容等の実施計画への記載を求めてるので、令和7年12月16日付け事務連絡を参照されたい。

#### 1-20 1-19の回答について、「支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するもの」とは具体的にはどのようなものか。

「支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するもの」には、公募により選定する場合以外に、市内在住者、域内のすべての事業者を対象にする補助事業等が考えられる。

## 1-21 物価高騰の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に重点支援地方交付金を充当できるか。

重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、対象となり得る。

ただし、当該減免については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、減免対象を物価高騰の影響を受けて生活に困っている個人や事業者の物価高騰の影響で増大した負担の軽減といった合理的な範囲とするなど、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう工夫されたい。

なお、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、重点支援地方交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること（制度要綱第3の3）から、重点支援地方交付金を充当する費用（歳出）を地方公共団体において整理しておく必要がある。（減免内容を明確にした上で、重点支援地方交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。）

減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。

### 【一般会計・特別会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「○○の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

### 【公営企業会計】

実施計画の事業概要②（経費内容）は、「○○会計に繰り出し、○○の減免に係る費用」と記載し、事業概要③（積算根拠）としては減免額の積算根拠を記載する。

## 1-22 固定資産税や住民税の減免に重点支援地方交付金を充当できるか。

市区町村が独自に固定資産税や住民税を減免した場合の、一般財源の歳入の減収補填については、「地方公共団体が行う事業の実施に要する費用に対して充当するもの」であるという重点支援地方交付金の性質になじまない。

なお、国民健康保険税（料）については、固定資産税や住民税と同様の取り扱いとする。

### 1-23 国庫補助事業等の地方負担分は対象となるか。

対象外。ただし、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

### 1-24 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、令和5年11月6日付け事務連絡において、実施計画においては、原則として、事業開始後次年度以降のランニングコストとなる保守費用等は地方公共団体自身で確保することを前提とされたいとされたが、令和7年度に実施するICT整備事業で、次年度以降にまたがる保守契約等の費用分は交付対象とならないのか。

令和7年度実施計画に記載可能な推奨事業メニューは、原則、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業であるから、初年度の費用分は交付対象となるが、次年度以降の保守契約等の費用分は、原則、地方公共団体側で負担することを前提とされたい。

ただし、事業開始に要する費用として単年度に支出するもので、新規の端末導入と一体不可分な費用などで、単年度に支出することが地方公共団体の会計ルール上適切なものについては、3年を上限として、保守費用等を対象経費に含めて差し支えない。この場合、積算内訳については以下を参考に、実施計画にライセンス契約、保守契約等の期間を記載すること。

(積算内訳)

必要額：〇〇円

内訳

- ・端末

    単価〇〇円×台数〇〇台=〇〇円

- ・ソフトウェアライセンス（〇〇か月）

    単価〇〇円×台数〇〇台×〇ライセンス×〇〇か月=〇〇円

- ・構築・設定業務       〇〇円

- ・データ移行支援

    単価〇〇円×台数〇〇台=〇〇円

- ・保守（〇〇か月）

    単価〇〇円×〇〇か月=〇〇円

・運用支援 ○○円

**1-25 私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。**

重点支援交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」を選択されたい。

**1-26 公立小中学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点支援地方交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。**

地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も認めているところ。Q&A 1-27も参考されたい。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択されたい。

**1-27 地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点支援地方交付金を活用することは可能か。**

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であることから、地方公共団体における、土地建物の買い入れ、車両の購入、庁舎等の光熱費（高騰相当分）に、重点支援地方交付金を活用することはできない。

**1-28 1-26に関して、「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。**

原則、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供す

るために設ける施設）をいう。例えば、施設利用者が利用料金を払って利用する施設（例えば、運動施設、美術館等）を想定している。また、学校、図書館、公民館等も含む。

そのため、地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等は、これに当たらない。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑪推奨事業メニューよりも更に効果があると考える支援」を選択されたい。

#### 1-29 物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費等について、重点支援地方交付金を充当することは可能か。

令和7年度補正予算においては、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化にも活用できることとしたところであり、地方公共団体が行う行政サービスや公共施設の整備等の公共調達において、物価高騰対応に関連する調達価格の上昇分のうち、実質的な賃上げにつながるものについては対象とすることとしている。

例えば、地方公共団体の発注事業や入札不調の際に再入札する場合、あるいは契約変更に際しての価格転嫁分の調達価格について、実質的に賃上げにつながると認められる場合などにおいて、当該労務費に対して充当することは可能。その際には、当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求めるなどにより対応することが求められる。

また、物価高騰対応と関連するもので、地方公共団体が発注する公共施設の整備等において労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁分となる費用は施設の用途によらず対象となる。

#### 1-30 地域防犯力の強化のための取組について、対象となる内容はどのようなものか。

物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

具体的には、消費下支え等を通じた生活者支援として、防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯力メラ等の設置など防犯対策強化のための取組（青色回転灯等装備車（青パト）

の整備（車両の購入を含む）への支援、防犯ボランティアへの支援（資器材の購入）、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。）に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援などが対象となる。

ただし、生活者への支援であることから、上記の車両等については、自治会などの防犯活動など住民が直接使用するものに限られることに留意されたい。

#### 1-3-1 生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点支援地方交付金を活用することは可能か。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶのであれば、重点支援地方交付金を活用することは可能である。

具体的には、こども食堂やフードバンクを運営する団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、物価高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減する事業等が考えられる。

#### 1-3-2 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

#### 1-3-3 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を問わず幅広く対象となりうる。

#### 1-3-4 生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、令和6年度内における高騰分による負担軽減も含めた支援を行っても良いか。

重点支援地方交付金を財源とし、令和7年度実施計画に記載可能な推奨事

業メニューは、原則、

- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業のいずれかに該当する事業である。

生活者等に対する支援額を検討するにあたって、例えば、令和6年度内の物価高騰等の負担も含めて算定し、支援金等を支給する事業を、令和7年度事業として実施することは考えられる。

#### 1-35 重点支援地方交付金を財源とし、生活者等に対して物価高騰分の支援を行うにあたって、高騰分はいつと比較し算出すれば良いか。

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。事業内容については、地方公共団体において、対外的に説明可能な事業を実施計画に掲載されたい。

ただし、内閣府としては、限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策となるよう、現場の実情に通じた各地方公共団体ならではの、知恵と工夫を凝らした支援が実行されることを期待している。

#### 1-36 自治会に対する光熱費（高騰相当分）への支援を事業者支援として実施する場合、当該自治会が法人化されていないといけないか。

法人化されている必要はない。

#### 1-37 物価高騰の影響を受ける公的賃貸住宅の住民を支援するために、公的賃貸住宅の窓を断熱性の高い窓に取り替える事業等について、重点支援地方交付金の活用が可能か。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業であれば対象となる。

なお、国庫補助事業等の地方負担分については対象外となるが、上乗せ・横出しとして国庫補助事業等の地方負担以外に充当する場合は、地方単独事業として対象となる。

**1-38 灯油支援メニューについて、具体的にどのような事業を想定しているか。**

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を主たる目的とする事業であって、重点支援地方交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。

例えば、灯油価格の高騰による負担を軽減するため、灯油購入費の補助事業、燃料券の支給等が考えられるが、各地方公共団体における地域の実情に応じて、事業内容を計画されたい。

**1-39 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において会計検査院に指摘された事項について、留意事項の取扱いは引き続き対象となるか。**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項（令和4年11月4日付け、令和5年11月6日付け、令和6年11月6日付け）を踏まえた適切な執行をされたい。

**1-40 地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料（学校給食など）について、契約金額の変更や受託事業者への支援を行う場合、重点支援地方交付金を充当することは可能か。**

施設管理等の委託料であっても、重点支援地方交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などは対象となり得る。

**1-41 窓口業務など物価高騰対応のための事業以外での体制拡充において、派遣労働者を利用する場合、労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた労働者派遣料の増加に重点支援地方交付金を充当することは可能か。**

物価高騰対応のための事業以外であっても、地方公共団体において、当該労働派遣料の増加が人材派遣会社における実質的な賃上げにつながる価格転

嫁と確認できるのであれば、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化として重点支援地方交付金を充当することが可能である。

## 2 商品券等の配布により実施する事業について

### 2-1 商品券等の配布事業に取り組む場合の留意事項はあるか。

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」（令和4年11月4日付け事務連絡）のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討すること。

### 2-2 商品券等の配布事業において、未換金相当額を国庫へ返還する際の方 法如何。

商品券等の未換金相当額等が換金等の事務を委託している者（商工会等）に滞留している場合は、未換金相当額等を地方公共団体に返還させること。

返還された未換金相当額等は、交付額確定前において当該事業と同一の実施計画に記載されている他の物価高騰対応として実施される事業（流用不可としている事業（異なる区分で交付金の交付を受けている事業、異なる事項で繰越を受けている事業等）を除く）に充てる場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（総務省）（令和5年12月21日総行政第327号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日総理府・郵政省・自治省令第6号）、その他の法令及び関係通知（以下「補助金等適正化法等」という。）に基づき、国庫返還する必要があるため、適切に対応されたい。

### 3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について

#### 3-1 現金給付を実施する場合の留意事項はあるか。

個人を対象とした現金給付を行う事業を実施する場合は、令和7年12月16日付け事務連絡に記載のとおり、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付の目的を明確化するとともに、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨を実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示いただきたい。

#### 3-2 生活保護世帯は支援の対象となるか。

支援対象については、地域の実情に応じて、各地方公共団体で適切に判断されたい。

なお、重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）を活用した各地方公共団体が独自の施策として実施する給付金等の生活保護世帯の収入認定における取扱いについては、補正予算成立後、厚生労働省厚生労働省社会・援護局保護課から別途、通知を発出される予定であり、当該通知をご覧いただけたい。

#### 3-3 デジタル庁が提供する給付支援サービスの活用を希望する場合、通知された交付限度額を充当しても良いか。

給付支援サービス※の利用については、通知する交付限度額の範囲内で充当することは可能であるが、交付限度額を超える分については、一般財源により対応いただくことになるため、留意されたい。

なお、給付支援サービスの利用等については、必要に応じて、デジタル庁（[【給付支援サービス】問い合わせフォーム](#)）までお問い合わせいただけます。

※給付支援サービスとは、

デジタル庁が自治体等へ提供しているサービスであり、給付の申請から振込までのプロセスがデジタル完結し、地方公共団体の業務時間の大大幅削減を期待できます。

参考：[給付支援サービス | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション](#)

## 4 食料品の価格高騰に対する特別加算について（市区町村限定）

4-1 特別加算に係る事業内容は、他の推奨事業メニュー同様、地方公共団体の裁量に委ねるものか。

市区町村に対して、交付限度額全体の中で、対応いただきたい必須項目として交付することとしておりますが、その具体的な事業内容は、地域の実情に応じて、各市区町村においてご判断いただくことが可能である。

4-2 特別加算の支援対象や支援方法などに何か制限はあるか。

全国一律に実施するものではなく、支援対象・方法・支給額などについては、地域の実情に応じて設定することが可能である。

特別加算を活用して商品券等の配布により実施する事業については、上記「2 商品券等の配布により実施する事業について」を参照されたい。

特別加算を活用して個人を対象とした現金給付により実施する事業については、上記「3 個人を対象とした給付金等により実施する事業について」を参照されたい。

4-3 特別加算における食料品の物価高騰に対する支援は、国民1人当たり3,000円といった規模感が示されているが、一律に給付することが求められるのか。

食料品の物価高騰への支援として措置する4,000億円の特別加算について、国民1人当たり3,000円程度の支援が行き届く規模感であることを分かりやすく示したものであり、全国一律に1人当たり3,000円を支給することを求めるものではない。

特別加算は、市区町村において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援をさらに手厚く実施していただけるよう措置するものであり、その活用については、各市区町村において地域の実情に応じた事業を実施していただくことが可能である。

4-4 商品券等の配布により実施する事業を実施する場合に、特別加算の経費として認められるためには、商品券等の対象を食料品に限定しなければいけないのか。

生活者への食料品の支援が事業内容に含まれるならば、広く消費下支えの取組（食料品以外も購入できる商品券など）としての活用も可能である（必ずしも食料品のみに限定した支援とする必要はない）。

**4-5 特別加算は全体の内数として記載されているが、特別加算分の交付限度額を超えて食料品支援事業を実施することは可能か。**

生活者への食料品の物価高騰に対する支援について、食料品の物価高騰に対する特別加算分の交付限度額を超えて、それ以外の交付限度額と合算して実施することは可能である。

**4-6 今般の経済対策が打ち出される前に、生活者に対する食料品の物価高騰に対する支援を目的とした事業を実施しているが、今般の重点支援地方交付金の拡充の対象となるか。**

令和7年度に実施される事業（地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業）は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる。

今般新たに食料品の物価高騰に対する特別加算分として4,000億円措置されたことを踏まえて、既存事業の積み増しを行うなど、当該事業の拡充等を行うことを期待している。

**4-7 特別加算分の交付限度額は、食料品の物価高騰の目的以外での活用は可能か。**

特別加算分については、生活者に対する食料品の物価高騰への支援を更に手厚く実施していただけるよう、市区町村に対して、4,000億円を特別加算したもの。

この活用に当たっては、生活者への食料品の支援を含むものであれば、必ずしも、食料品に限定した事業ではなく、例えば日用品にも使える商品券や電子ポイントの給付などであっても活用可能である。また、従来実施されている学校給食費の支援やこども食堂への支援などに加算するなど、広く生活者への食料品の支援となるものとしても活用可能である。

なお、水道料金の減免など、生活者支援として実施する事業のために、特別加算以外の交付金限度額では対応できない場合などには、相談に応じ、活

用いただけるよう柔軟に対応することとしている。

**4-8 特別加算について、市区町村に限定されているが、都道府県も食料品の物価高騰に対する支援事業を実施することは可能か。**

特別加算は市区町村に対して措置されたものであるため、都道府県には措置されないが、都道府県において、生活者に対する食料品の物価高騰への支援の事業を実施することも可能である。

**4-9 本特別加算の支援対象者等の選定にあたり、目安となる全国で共有の国の基準日は設けられるのか。**

全国一律に実施するものではないため、国の基準日は設けない。地域の実情に応じ、市区町村の判断で個別に基準日を設定されたい。

## 5 基金について

### 5-1 重点支援地方交付金を活用して積み立てることのできる基金の要件は何か。

基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであることなど、複数の要件を定めている。詳細は、令和7年12月16日付け事務連絡を参照されたい。

特に、対象事業については、

- ・複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があること
  - ・あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な支出に必要であると認められること
- が必要であるところ、利子補給事業、信用保証料補助事業又は以下のいずれかに該当する事業であれば、これに該当し得ると考えられる。
- ・不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
  - ・当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもの

基金事業に該当するか否かは個別に判断することになるので、令和7年12月16日付け事務連絡で示した対象となる基金の要件のうち②口を検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府までご相談いただきたい。

なお、単に交付金を留保し、後年度に事業実施するような場合は該当しないので、ご留意いただきたい（事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、実施計画と同年の年度末までに事業着手することが必要。）

### 5-2 基金の設置について、条例で定める必要があるか。基金事業を実施計画に記載する時点で条例を制定している必要があるのか。

地方自治法第241条に基づき、条例を定める必要がある。なお、必ずしも実施計画提出時点で条例が制定されている必要はない。

■地方自治法（抄）

第二百四十一条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

#### 5-3 基金への積立を行う場合、どのような書類が必要か。

基金への積立を行う事業については、実施計画の「基金」欄でその旨明示されたい。また、通常の実施計画の様式に加え、「基金調べ」の提出が必要である。詳細は、実施計画記入要領・記入例を参照されたい。

#### 5-4 基金事業について、どのような手続きが必要となるのか。

予算の移替え先の府省が定める交付要綱に基づき、基金事業に係る基本的事項の公表や基金廃止まで毎年度の実施状況報告等の手続が必要となる。また、額が過大となった場合には、国庫納付が必要となる。

#### 5-5 既存の基金への積み増しは可能か。

厳格な区分経理を行う必要があるため、既存の基金への積み増しは原則として不可。特に、財政調整基金や減債基金への積み増しは認められない。

ただし、既に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金又は令和5、6年度に重点支援地方交付金を原資として作成した基金に、重点支援地方交付金を令和7年度に積み増しすることは可能だが、基金の経費の管理は各交付金、予算の種類、年度について明確に分けていただく必要がある。

なお、既に財政調整基金を取り崩して交付対象となる事業を実施しており、後から重点支援地方交付金を当該事業に充当する場合で、地方公共団体における財源振替処理により、重点支援地方交付金が財政調整基金の積み立てではなく当該事業に支出された形となる場合は差し支えない。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と重点支援地方交付金は別の予算であり、今後の基金の執行状況の調査においては、それぞれの交付金を対象に調査することとなるため、十分に留意されたい。

#### 5-6 交付限度額のうち基金に積み立てられる金額に上限はあるか。

基金に積み立てられる金額に上限はないが、利子補給事業、信用保証料補助事業のほか、平成26年10月22日付財務大臣通知に基づき、不確定な

事故等の発生に応じて資金を交付する事業、資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するものを特に厳選した上で、積み立てる必要がある。

**5-7 基金への積立によって生じた果実（利息等）は地方公共団体の財源としてよいか。**

重点支援地方交付金を原資とする部分については果実も含め厳格な区分経理が必要であり、利息等は当該基金に繰り入れて活用する事はできるが地方公共団体の一般財源とすることは出来ない。

## 6 手続きについて

### 6-1 実施計画に掲載する交付対象経費は交付限度額を超えてよいか。

差し支えない。

入札等により事業費が減となる可能性があるため、むしろ誤差を見込んで事業を多めに計上しておく方が望ましい。なお、掲載できる事業の数に制限は無い。

ただし、物価高騰への対応と関係の無い事業を掲載することは、当然認められないことに留意すること。

### 6-2 実施計画に記載の事業間での重点支援地方交付金の流用は可能か。

実施計画に配分された国費の範囲内で、実施計画に記載されている同一の交付金区分の事業へ国費を充当することができる。異なる交付金の区分（推奨事業メニュー分（令和6年度補正分）、推奨事業メニュー分（令和7年度予備費分）、推奨事業メニュー分（令和7年度補正分）、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事業費）、令和6年度低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額一体支援枠（事務費）、令和6年度給付支援サービス活用枠）間での流用はできないため、留意されたい。

### 6-3 実施計画の「成果目標」はどのように記載すればよいか。

「成果目標」は〇〇%、〇〇人等、可能な限り定量的な指標の設定をお願いする。

### 6-4 実施計画の「実施状況の公表等について」はどのように記載すればよいか。

重点支援地方交付金を活用しどのような事業を計画しているのか、事業に重点支援地方交付金を活用していることを地域住民に伝わるよう、例えば、HP や広報誌など、事業の内容に応じて適切な方法を検討されたい。なお、「内閣府 HP で掲載」は認められない。

### 6-5 市区町村が実施する地方単独事業について、県補助金の充当が想定される場合、市区町村が重点支援地方交付金の実施計画を作成する際に、県補助

金の内示額が判明していないため、実施計画作成においては県の補助金がないものとして金額を計上してよいか。

実施計画作成段階では、県の補助金がないものとして記載をしていただいて構わない。ただし、県の補助金が充当された場合に、交付限度額を下回らないように事業を積み上げておくことが望ましい。

**6-6 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなものが該当するのか。**

令和7年12月16日付け事務連絡等のとおり、特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり1,000万円以上を支援するものについて、「参考資料」の列等に記載を求めている。(Q&A1-19も参照されたい。)

なお、「事業の概要」欄における経費内容や積算根拠等を「別添参照」とする記載は認められず、「事業の概要」欄である程度の積算根拠を記載いただきたい。(「事業の概要」欄に記載いただいた上で、詳細について参考資料で補足するのは可。)

**6-7 提出資料の鑑文は必要か。**

不要である。

**6-8 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「B 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、B 欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「D その他」に記載するのか。**

全額「B 交付対象経費」に記載する。なお、「D その他」は、一般財源、実施計画作成主体以外の負担額や対象外経費を記載する。

**6-9 「事業の概要」欄の「④事業の対象」について、誰を記載すべきか。**

重点支援地方交付金による支援の効果が直接的に生じる者を記載されたい。

**6-10 給食費等の減免・補助はどのように記載すべきか。**

以下を参考とされたい。

【減免の場合】

(事業の概要)

②小中学校の給食費の物価高騰分の減免に係る費用（学校給食事業特別会計に繰出し、または〇〇維持管理費に交付金を充当。）

③減免額の積算根拠

④学校給食事業特別会計等、生徒保護者

【減免相当額の給付】

(事業の概要)

②支援金として、〇〇の減免相当額を給付する。

③給付額の積算根拠

④学校給食会等、生徒保護者

**6-1 1 一般会計・特別会計の減免はどのように記載すべきか。**

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

②〇〇の減免に係る費用

③減免額の積算根拠

④一般 or 特別会計

**6-1 2 利子補給はどのように記載すべきか。**

以下を参考とされたい。

(事業の概要)

②経営に支障が生じている事業者への利子補給に係る費用

③利子補給額：〇〇千円（ $\div$ 融資枠〇〇千円×利息〇%）、想定件数〇件

④市内中小企業等

**6-13 交付限度額算定後に事情変更等が生じた場合などにおいて、交付限度額は事後的に変更されるのか。**

重点支援地方交付金の執行にあたっては、地方公共団体が財政上の不安なく、物価高騰対策を実施できるよう、国において適切に算定して通知した交付限度額については、その後の事情変更により基礎情報（統計情報、実績数等）の変更が生じた場合であっても、原則として事後的に交付限度額は変更しない。

なお、実績に基づく交付限度額算定のための調査において、地方公共団体の事務に瑕疵があることが判明した場合や、受給者の虚偽申請等不正が行われたことが判明した場合は交付限度額の変更があり得ることに留意されたい。

## 7 繰越し・執行について

7-1 令和7年度実施計画における交付対象経費は、交付限度額を満たさなくてよいのか。満たさない場合、差額は本省において令和8年度に繰り越されるのか。

地方公共団体において実施する物価高騰対応の事業があるのであれば、経済対策の趣旨に鑑み、早期執行の観点から計画に計上することが望ましい。

なお、交付限度額の額を上限として、地方公共団体の実情に応じて、令和7年度補正予算の全部又は一部について本省繰越しを行う準備を進めることとしている。

重点支援地方交付金に係る交付限度額を上限とした本省繰越しを希望する場合には、実施計画に本省繰越しの希望額を記載した上で提出されたい。  
(実施計画は別途示す予定)

7-2 令和7年度実施計画に記載した事業が令和7年度内に終了しない場合、令和8年度への繰越しは可能か。

重点支援地方交付金における国の令和7年度補正予算分は繰越明許費として位置付けられている。地方公共団体において、関係機関の承認を経て、当該予算を財源として実施する事業の事業費を繰り越すことが可能。

7-3 「明許繰越しの対象事業」と「事故繰越しの対象事業」間で繰越し後に流用することはできるか。

繰越しの区分が異なる事業同士の流用はできない。

7-4 重点支援地方交付金は補助金適正化法の対象となるか。

対象になる。

7-5 重点支援地方交付金は「法律補助」か「予算補助」か。

「予算補助」に当たる。

**7-6 重点支援地方交付金は、「補助金適正化法」第2条第1項第1号に該当する「補助金」か、又は第4号の「給付金」か。**

「給付金」に当たる。

**7-7 交付要綱等は誰が作成するのか。**

内閣府が実施計画の確認を行った後の交付事務は移替え先府省が行うこととなるので、交付要綱等についても移替え先府省がそれぞれ作成する。

## 8 地方財政上の措置との関係について

8-1 本重点支援地方交付金は地方債の起債対象となる事業にも充てられるか

充てられる。

8-2 重点支援地方交付金と地方債の関係如何。

令和7年度補正予算に係る地方債の取扱いについては、補正予算成立後、総務省自治財政局から別途、通知を発出。詳細については、各都道府県の取りまとめ担当課等を通じて総務省自治財政局に問い合わせいただきたい。

8-3 特別交付税の算定基礎に含まれる事業に重点支援地方交付金を充当することが可能か。

特別交付税は、その算定基礎となる地方団体が負担する経費（一般財源所要見込額等）の積算において、重点支援地方交付金の充当額を特定財源として控除する必要がある。

地方公共団体が負担する経費を特別交付税の額の算定に用いている事業に対して、重点支援地方交付金を充当することは、制度的に排除されるものではないが、重点支援地方交付金を充当する場合、重点支援地方交付金の額を除いた額が特別交付税の額の算定の対象となる点に留意すること。

8-4 普通交付税の単位費用に明記される事業について、重点支援地方交付金を充当してよいか。

よい。

8-5 重点支援地方交付金について、地方公共団体の予算における歳入項目の指定は別途なされる予定か。

その予定は無い。歳入項目については、各地方公共団体において判断されたい。

## 8-6 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。

必ずしも実施計画提出時点で議会での議決を求めるものではなく、実施の見込み（補正予算計上予定）のある事業であれば記載しても差し支えない。

## 9 公営企業会計・特別会計等について

9-1 公営企業への補助等の費用を計上する場合、重点支援地方交付金は直接交付か、あるいは一般会計からの繰入となるのか。

地方公共団体に交付し、その後、一般会計から公営企業会計に繰り入れることになる。

9-2 Q&A9-1 に関連して、公営企業会計ではなく特別会計の場合はどうか。

すべての特別会計も公営企業会計の場合と同様に一般会計からの繰り出し、繰り入れで対応いただくことになる。

9-3 公営企業会計における事業、特別会計における事業について、実施計画における事業名、事業概要はどのように記載すればよいか。

### 【公営企業会計】

事業名：「〇〇会計繰出・補助」など

事業概要（③）：「〇〇市立〇〇病院事業会計に繰り出し、…〇〇に要する費用を交付対象経費とする。」など

### 【特別会計】（通常の事業と同様）

事業名：具体的に実施する事業名称を記載

事業概要（③）：具体的に実施する事業内容を記載

9-4 公営企業会計、特別会計事業に重点支援地方交付金を充当する場合、どの時点で「事業を実施」したことになるのか。

実施計画上の事業名・事業概要を基本に取り扱う。具体的には以下の通り。

### 【公営企業会計】

公営企業会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場合には、本交付金上の取扱いは、一般会計から当該公営企業会計に繰出した時点で「事業を実施した」したことになる。（事業実施はあくまで当該年度内。）

### 【特別会計】

普通会計に属する特別会計に一般会計から繰出して何らかの事業を行う場

合には、当該特別会計における具体的な事業内容が終了した時点で「事業を実施した」したことになる。

## 10 効果の検証・実施計画の公表について

10-1 重点支援地方交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。

事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めことがある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。

公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に当たっての留意点については、令和5年3月事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のQ & A等において周知しており、これらも参考に、引き続き、重点支援地方交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかり果たしていただきたい。

なお、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第5の3に規定しているところであり、制度要綱にて実施状況及びその効果について、事業完了の翌年度末までに公表するとともに、事業完了年度の翌々年度の4月には公表の完了について内閣総理大臣あてに報告することとしているため、留意されたい。

各地方公共団体におかれでは、重点支援地方交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方公共団体の公表事例も適宜参考にされ、適切な方法により、事業の実施状況及びその効果の検証結果を公表されたい。

また、会計検査院の令和5年度決算検査報告を踏まえ、各交付金を活用した事業の実施状況及びその効果の公表について、地方公共団体におかれでは、令和6年11月6日付け事務連絡の留意事項の「2. 事業実施に係る国民への情報提供」に留意して、公表されたい。

なお、内閣府地方創生推進事務局HPにおいて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業の実施状況等を公表されている地方公共団体の当該公表に係るURLの一覧を掲載しているため、合わせて参考とされたい。

(参考)

- <https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>  
地方公共団体向け文書及び資料（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連）  
5. 臨時交付金の実施状況及びその効果に関する公表状況

10-2 内閣府による実施計画の公表は、どのような内容について行われるのか。

実施計画記載の全ての事業について、実施計画の記載事項のうち「地方公共団体名」、「交付対象事業の名称」、「事業の概要」、「事業始期」、「事業終期」、「総事業費」欄等の記載内容については、順次、内閣府のホームページ等で公表することとしているので、あらかじめ留意されたい。

10-3 内閣府による実施計画の公表は、どのような形で行われるのか。

各地方公共団体が重点支援地方交付金を活用した事業については、内閣府のホームページにおいて、関連情報とともに順次掲載予定。

10-4 地方公共団体において、実施計画の公表はどの時点で行えばよいのか。

重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施内容を地域住民が早期に把握できるようにするため、交付決定を受けた後、内閣府から確認を受けた令和7年度実施計画を地方公共団体のホームページ等で速やかに公表されたい。

10-5 効果検証及び公表はどの時点で行えばよいか。例えば、令和7年度実施計画に記載した事業は、繰越し事業を含むすべての事業完了後に行えばよいのか。それとも、1つ1つの事業完了後に行う必要があるのか。

実施計画を提出した年度に関わらず、1つ1つの事業について、事業完了の翌年度中に公表されたい。

10-6 制度要綱に基づき実施する「交付対象事業の実施状況及びその効果の公表」は、全事業について、行わないといけないのか。

実施計画に掲げた全事業について、公表されることが望ましい。ただし、事業の目的や内容から、その効果を測定することが困難であるものは、この限りではないが、少なくとも実施状況については全事業公表されたい。

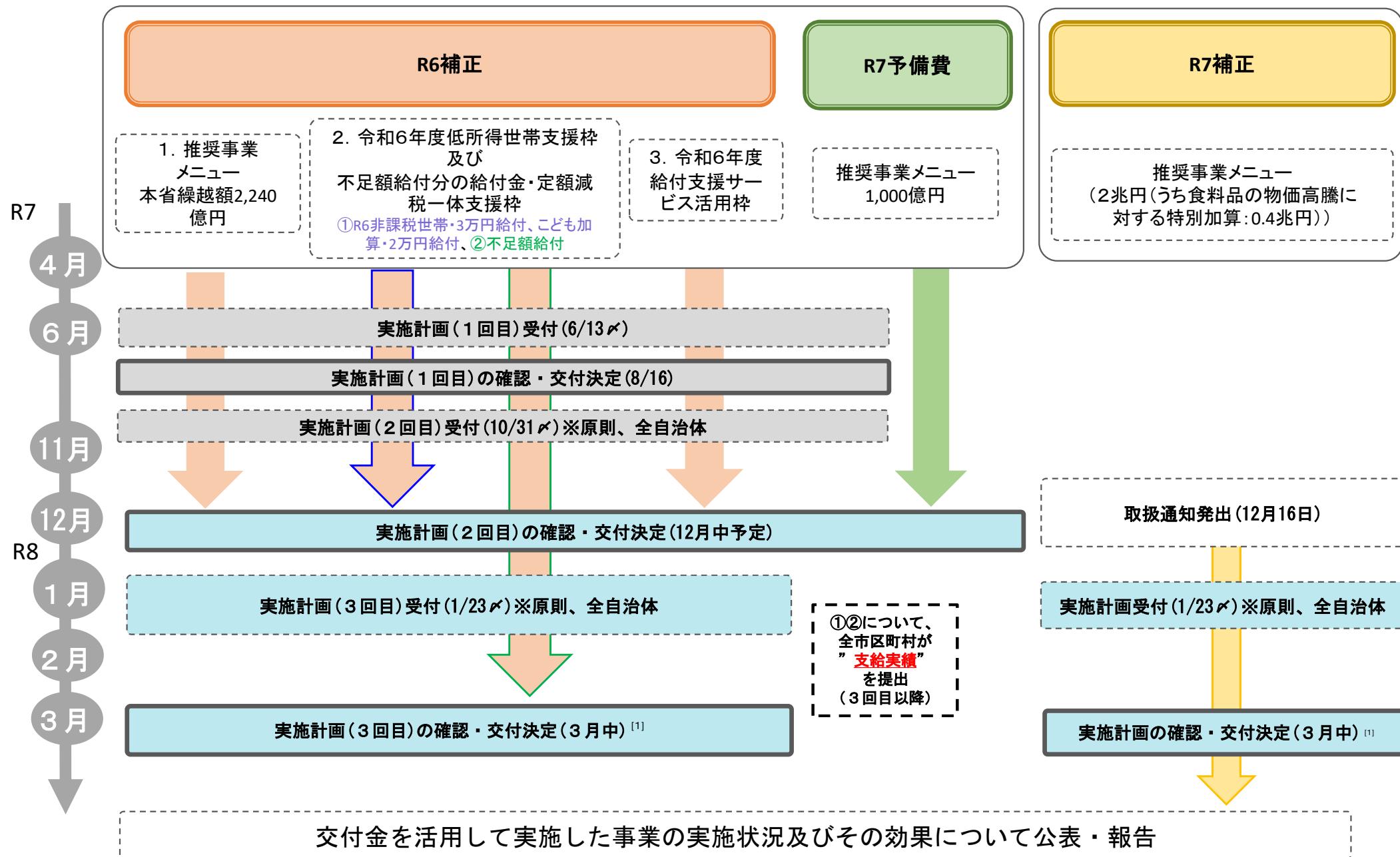
【別紙様式】

〇〇県（市）は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。

事業名	△△事業を実施する者に対する支援金の交付		
総事業費 (千円)	× × 千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	☆☆千円
事業概要	<p>①目的 物価高騰の影響で採算が悪化している△△事業について、その継続を図り、△△事業の縮小・廃止等による〇〇県（市）民の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×■千万円=■千万円 (■千万円の内訳)            ・施設維持管理費 ★百万円×★回            ・運営費 ★百万円×★月</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 △△事業を実施する者（株式会社□□）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 △△事業は、物価高騰の影響で採算が悪化しているが、△△事業に代わる事業は存在せず、△△事業の縮小、廃止等は、〇〇県（市）民の生活に××という形で悪影響を及ぼすため、△△事業の唯一の実施主体である株式会社□□を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 物価高騰の影響下においても、△△事業の継続が図られることにより、〇〇県（市）民の××が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
物価高の克服（経済対策） との関係	<p>△△事業は、物価高騰に伴う・・・の大幅な減少により、令和☆年☆月～☆月の業績が、前年同期比・%悪化し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>株式会社□□を交付対象者として支援金を交付し、△△事業の継続を支援する本事業は、物価高騰の影響を受けている事業者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		

# 令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行スケジュール

別紙2



[1]実施計画の受付から確認に一月程度、確認から交付まで一月程度必要

# 農林水産省開催説明会（令和7年12月3日～5日）における質問と回答

農林水産省

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下、「重点支援地方交付金」という。）制度に関するご質問に関する回答については、別途、内閣府より公表されている「令和7年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）地方公共団体職員向けQ&A（第1版／令和7年12月16日）」をご参照ください。（HP：<https://www.chisou.go.jp/tiki/rinjikoufukin/juutenshien.html>）

## I. 全般的事項 ..... 3

- 問1 農林水産省主催の説明会が開催された目的およびその効果をどのように整理されているのか。内容はコロナの頃にあった商品券配布事業や生活者支援なのになぜ農林水産省が説明するのか。 ..... 3
- 問2 令和7年度補正予算における重点支援地方交付金は、事業者支援（例として農林水産物の消費拡大）についても対象になるか。 ..... 3
- 問3 市区町村それが商品券等を確保し始めると混乱を来すと考えられるため、主なメニューを国で決めてもらい、市区町村から希望をとった後、一括して商品券等を発行するなどの対応はできないのか。 ..... 3
- 問4 商品券等は金券扱いとなるが、先払いが原則なのか。商品券等を購入する資金を前払いいただくことは可能か。 ..... 4
- 問5 地方自治法第96条第1項第8号の規定により各地方公共団体が定める「議会の議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において予定価格〇〇万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならなくなっているが、今回市民に配布する商品券等を購入する場合、この条例の財産に該当するのか。 ..... 4
- 問6 フォローアップ調査を農林水産省が実施することだが、重点支援地方交付金の対応をしている課が1つであるため、通知等を重点支援地方交付金担当部局宛に集約してほしい。 ..... 4
- 問7 フォローアップ調査について、どのような調査を想定されているのか。また、農政部局ではなく重点支援地方交付金担当部局宛に送付される予定か。 ..... 5
- 問8 推奨事業メニュー①（食料品の物価高騰に対する特別加算）の事業に、それ以外の枠から充当する場合、内訳を報告する必要があるのか。 ..... 5
- 問9 住民が商品券等を実際に食料品の購入に使用したか否かを市区町村で確認する必要はあるか。 ..... 5
- 問10 全国的に商品券等の配布を行う場合、郵送等で対応することが多く、日本郵政に業務が集中することが考えられるが、農林水産省として日本郵政と連携を取ることは考えているか。 ..... 5
- ## II. おこめ券について ..... 6
- 問1 いわゆる「全国共通おこめ券」とはどのようなものか。 ..... 6

問2	新たに発行される期限付きのおこめ券は、自治体毎に、使用区域や使用期限、額面の金額等を独自に設定するなど、各自治体が個別に使用条件を設定することは可能か。 .....	6
問3	自治体が配布する際には、どのような方法があるか。 .....	7
問4	郵送により配布する場合、書留での送付(一世帯当たり、基本料金+480円等)が必要になるのか。 .....	7
問5	期限付きのおこめ券について、期限までに使用されないおこめ券は、どのように把握するのか。自治体側で把握する必要があるのか。 .....	7
問6	使用期限経過後の未使用分相当額について、発行団体から自治体に返還される時期は、いつ頃になるのか。 .....	8
問7	おこめ券や独自のお米券など、お米の支援に取組みたい場合に、農林水産省に相談したいが、相談先を教えて欲しい。 .....	8

## I. 全般的的事項

問1 農林水産省主催の説明会が開催された目的およびその効果をどのように整理されているのか。内容はコロナの頃にあった商品券配布事業や生活者支援なのになぜ農林水産省が説明するのか。

(答)

- 1 本年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、「重点支援地方交付金」について、「各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、「優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、「それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う」とされたことから、農林水産省が説明を行ったもの。

問2 令和7年度補正予算における重点支援地方交付金は、事業者支援（例として農林水産物の消費拡大）についても対象になるか。

(答)

- 1 令和7年度補正予算における重点支援地方交付金には、推奨事業メニュー①～⑤の生活者支援に加え、推奨事業メニュー⑥～⑩として事業者支援も示されており、例として挙げられた農林水産物の消費拡大については、推奨事業メニュー⑧の「農林水産業における物価高騰対策支援」の事業として、行っていただくことは可能。

問3 市区町村それぞれが商品券等を確保し始めると混乱を来すと考えられるため、主なメニューを国で決めてもらい、市区町村から希望をとった後、一括して商品券等を発行するなどの対応はできないのか。

(答)

- 1 一括しての商品券等の発行は考えていない。

問4 商品券等は金券扱いとなるが、先払いが原則なのか。商品券等を購入する資金を前払いでいただくことは可能か。

(答)

- まずは地方公共団体でご負担いただき、後日交付される重点支援地方交付金を充当していただくものと考えているが、具体的な運用については、地方公共団体の事業スキームや、商品券等の発行元の販売スキームなどによる。

問5 地方自治法第96条第1項第8号の規定により各地方公共団体が定める「議会の議に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において予定価格〇〇万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならないとなっているが、今回市民に配布する商品券等を購入する場合、この条例の財産に該当するのか。

(答)

- 各地方公共団体の法令担当部局に確認いただきたい。

問6 フォローアップ調査を農林水産省が実施するとのことだが、重点支援地方交付金の対応をしている課が1つであるため、通知等を重点支援地方交付金担当部局宛に集約してほしい。

(答)

- 本年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、「重点支援地方交付金」について、「各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、「優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、「それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う」とされており、推奨事業メニュー①及び⑧については、農林水産省からフォローアップすることになる。
- 農林水産省からのフォローアップの作業の送付先として、基本的には農政部局経由を想定しており、各地方公共団体内で担当部署が異なる場合には、本件を担当いただく部署に回付の上対応いただきたいと考えているが、各地方公共団体の負担とならないような連絡方法を検討していきたい。

問7 フォローアップ調査について、どのような調査を想定されているのか。また、農政部局ではなく重点支援地方交付金担当部局宛に送付される予定か。

(答)

- 1 フォローアップ調査について、追って案内する予定。
- 2 農林水産省からのフォローアップの作業の送付先として、基本的には農政部局経由を想定しており、各地方公共団体内で担当部署が異なる場合には、本件を担当いただく部署に回付の上対応いただきたいと考えているが、各地方公共団体の負担とならないような連絡方法を検討していきたい。

問8 推奨事業メニュー①(食料品の物価高騰に対する特別加算)の事業に、それ以外の枠から充当する場合、内訳を報告する必要があるのか。

(答)

- 1 内訳の報告は求めない見込み。今後の内閣府からの案内を参照されたい。

問9 住民が商品券等を実際に食料品の購入に使用したか否かを市区町村で確認する必要はあるか。

(答)

- 1 実際に食料品に使用されたかを個々の商品券等毎に確認する必要はないと考えている。

問10 全国的に商品券等の配布を行う場合、郵送等で対応することが多く、日本郵政に業務が集中することが考えられるが、農林水産省として日本郵政と連携を取ることは考えているか。

(答)

- 1 日本郵政の通常業務の範囲内で対応していただけるものと考えているが、各市区町村により事情は異なるため、まずは地域の郵便局等にご相談いただきたい。

## Ⅱ. おこめ券について

問1 いわゆる「全国共通おこめ券」とはどのようなものか。

(答)

- 1 全国共通おこめ券とは、主にお米等の購入に使える商品券で、全米販（全国米穀販売事業共済協同組合）及び全農（全国農業協同組合連合会）が発行。
- 2 全国の米穀店やスーパー等で利用可能であり、額面の金額（券の価値）は「1枚 440 円」（券面に 440 円と記載）。（→「別紙1」参照。）
- 3 今般の重点支援地方交付金を活用する場合、自治体が活用しやすいよう、発行団体が、使用期限を「令和8年9月 30 日」と設定した新券を発行し、使用期限経過後の未使用分相当額を自治体に返還。
- 4 この新券の販売価格は、以下のとおり。
  - ① 全米販は、必要経費を精査した結果「1枚 477 円」と聞いている。
  - ② 全農は、必要経費のみを加えた販売価格とする旨プレスリリース。具体的な販売価格は、全米販、全農にお問い合わせいただきたい。
- 5 また、この新券入手できる時期は、全米販は12月下旬から、全農は1月中旬から発送可能と聞いているが、具体的には両団体に確認願いたい。
- 6 なお、おこめ券は、発行から精算までの仕組みが既に存在しているため、自治体が、新たに券を発行したり精算の仕組みを準備する必要はない。

問2 新たに発行される期限付きのおこめ券は、自治体毎に、使用区域や使用期限、額面の金額等を独自に設定するなど、各自治体が個別に使用条件を設定することは可能か。

(答)

- 1 発行団体によると、おこめ券は全国共通の仕組みの下で運用されるため、今般の交付金を活用する場合においても、使用できる地域や店舗の限定は出来ず、有効期限は一律「令和8年9月 30 日」、額面の金額は一律「440 円」であり、自治体毎に個別に条件を設定することは出来ないとのこと。

問3　自治体が配布する際には、どのような方法があるか。

(答)

1　おこめ券等を配布した事例は、主に以下の3パターンに分類される。

(→「別紙2」参照。)

①　自治体が、自ら配布する。

(→委託事業者の選定や手続きが不要であり、迅速な配布が可能。)

②　自治体が、事業者を選定し、業務を委託して配布する。

(→業務を外部に委託できるため、職員の負担が少ない。)

③　自治体が、引換え券を配布し、住民に指定期間内に取りに来てもらう。

(→郵送料金が節約できるとともに、求める人に渡すことが出来る。)

問4　郵送により配布する場合、書留での送付（一世帯当たり、基本料金+480円等）が必要になるのか。

(答)

1　事務経費の節約のため、普通郵便で送付した例もあると承知している。

2　また、配布人数の少ない自治体等では、引換券や案内通知をハガキ等で送付し、住民に受取りに来ていただく例もあると承知している。

問5　期限付きのおこめ券について、期限までに使用されないおこめ券は、どのように把握するのか。自治体側で把握する必要があるのか。

(答)

1　発行団体では、新たに発行する期限付きのおこめ券に、全て個別の番号を付して管理しており、自治体毎に配布した番号を把握している。

券が使用された後は、全国各地の店舗で使用された券が、発行団体に順次回収されて戻ってくるが、使用期限経過後に、回収された券（使用された券）の番号を自治体毎に集計し、未回収分（つまり未使用券）がどの程度あったのかを自治体毎に集計することになること。

2　このように、発行団体側で「使用された券」と「未使用の券」を把握・集計するため、各自治体側で未使用券分を把握・集計する必要はない。

問6 使用期限経過後の未使用分相当額について、発行団体から自治体に返還される時期は、いつ頃になるのか。

(答)

- 1 発行団体によると、使用期限が令和8年9月末であり、その後11月末頃までに発行団体が回収し、集計等の作業を行うことから、自治体への返還時期は基本的に令和8年度内を見込んでいるとのこと。

問7 おこめ券や独自のお米券など、お米の支援に取組みたい場合に、農林水産省に相談したいが、相談先を教えて欲しい。

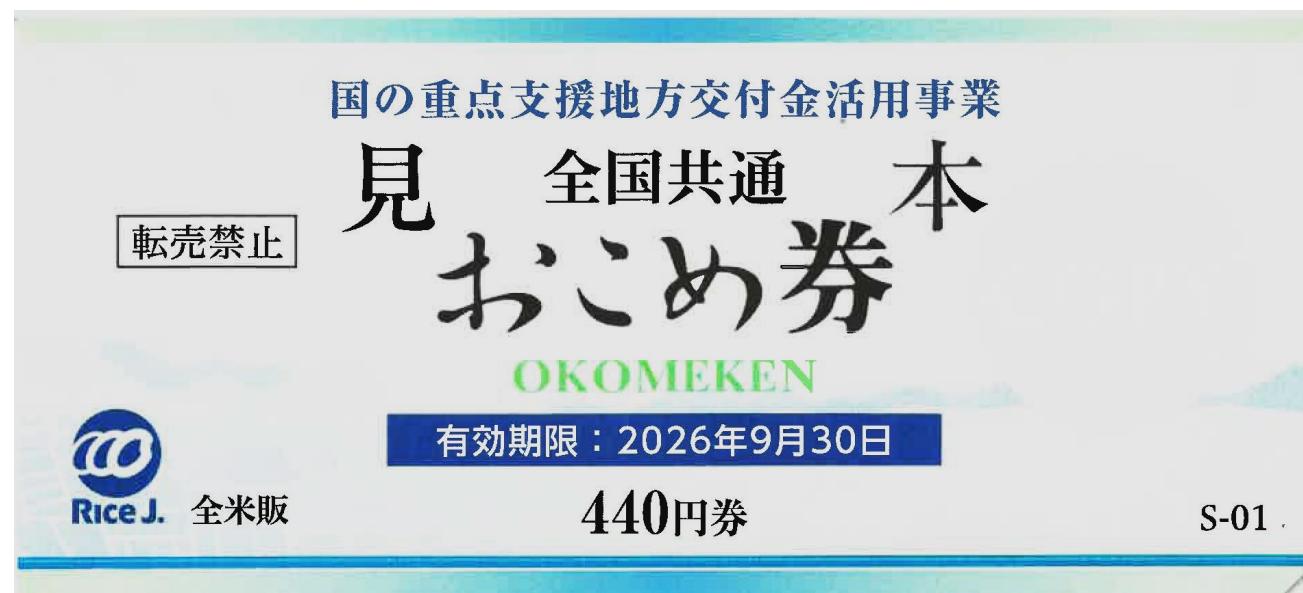
(答)

- 1 農林水産省農産局穀物課に連絡願いたい。  
(TEL : 03-6744-2184、メール : kome\_syouhi@maff.go.jp)

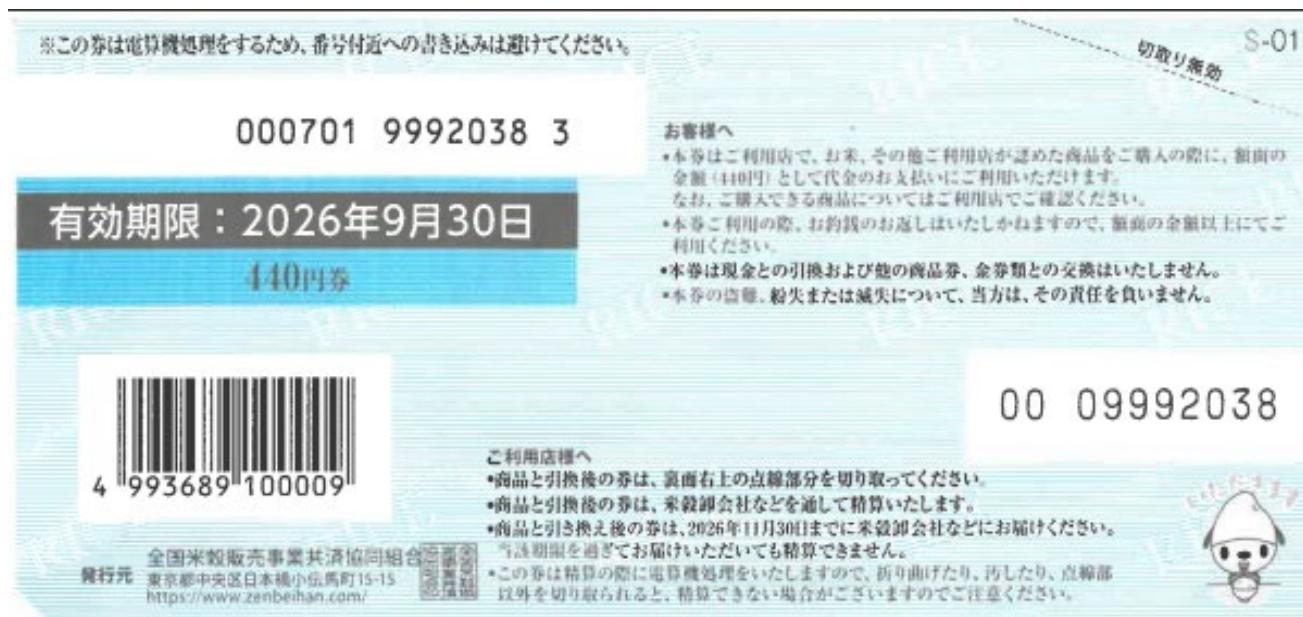
# 新たに発行される期限付きのおこめ券のサンプルイメージ

別紙1

## 全国共通おこめ券 (全米販発行) (表)



(裏)

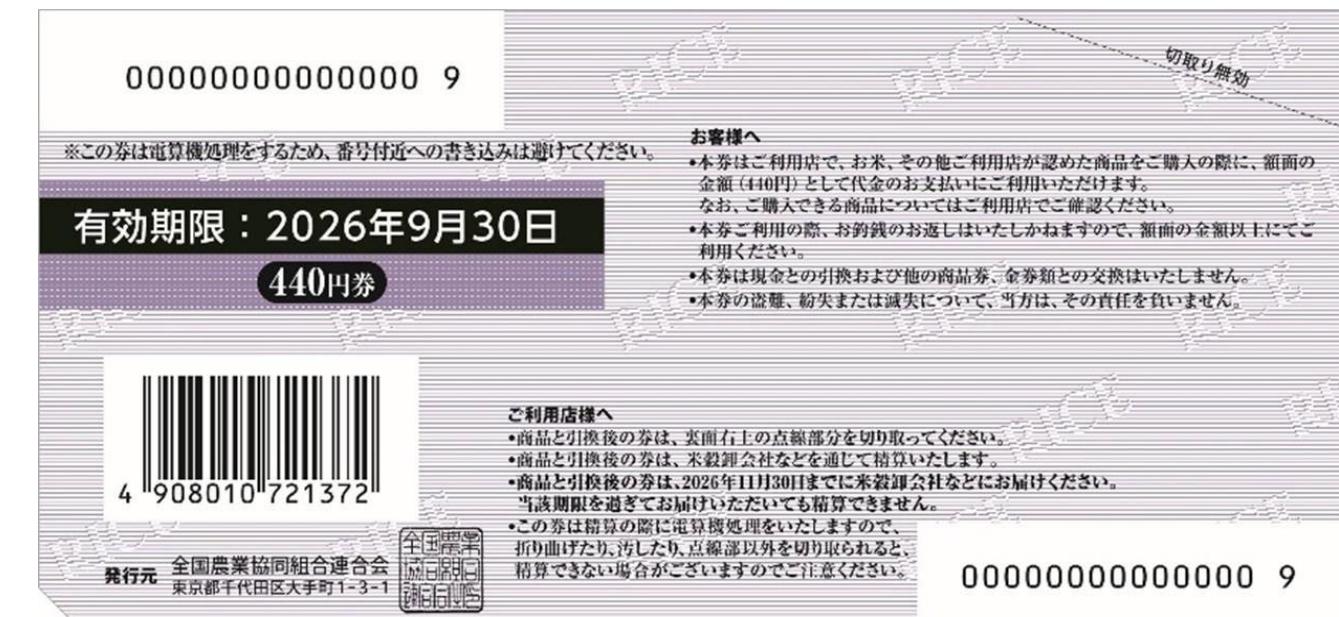


発行者 全国米穀販売事業共済協同組合（全米販）  
住 所 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15  
お問い合わせフォーム <https://www.zenbeihan.com/contact/>

## 全国共通おこめギフト券 (全農発行) (表)



(裏)



発行者 全国農業協同組合連合会（全農）  
住 所 東京都千代田区大手町1-3-1  
お問い合わせフォーム <https://www.zennoh.or.jp/information/komegift/>

# お米券等を配布した例（概要）

別紙2

1. お米券等を配布した事例は、主に3つのパターンに分類される。

- ① 自治体が、自ら配布する。
- ② 自治体が、事業者を選定し、業務を委託して配布する。
- ③ 自治体が、引換え券を配布し、住民に指定期間内に取りに来てもらう。

2. 配布先の選定方法は、主に、条件に該当する配布対象者（全世帯、子育て世代、高齢者等）  
を自治体側で選定して配布する場合（ PUSH型）と、配布対象者からの申請を受け付け、申請内容を確認した上で、要件に合致した者に配布する場合（申請受付型）がある。

